

平成 29 年 9 月 15 日（金曜日）

（会議第 3 日目）

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	矢 野 昭 三	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	山 崎 正 男		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	税 務 課 長	尾 崎 憲 二
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	川 村 一 秋
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長	今 西 文 明	建 設 課 長	森 田 貞 男
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議 事 日 程 第 3 号

平成 29 年 9 月 15 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 30 号、第 32 号及び第 33 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 29 年 9 月 15 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

まず、情報防災課長から発言を求められております。

これを許します。

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

9 月 11 日開議の議会定例会におきまして、議案 30 号、平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての中で藤本議員よりご質問のございました、平成 28 年度歳入歳出決算書 487 ページに記載されております、1 款 2 項 1 目 1 節、サービス提供加入金の収入未済額についてご説明致します。

この収入未済金 1,080 円はコース変更手数料の未済金で、コース変更した際に先行してサービスの提供を行ったため発生したものでございます。その際に収納ができてなかったため発生しましたので、今後は変更手数料納入後にサービスを提供することを基本として、加入金に収入未済金が発生しないよう努めてまいりたいと思います。

なお、この収入未済金は 6 月の段階で収納されていることを申し添えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

これで、情報防災課長の発言を終わります。

日程第 1、陳情第 30 号、日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書について、陳情第 32 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、および陳情第 33 号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書についてを議題とします。

なお、陳情第 23 号は審査未了に、陳情第 31 号は継続審査になったので、議題としないことを報告します。

これから、委員長報告を行います。

初めに、陳情第 33 号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書についての委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

おはようございます。

総務教育常任委員会の陳情 33 号について委員長報告を申し上げます。

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を推進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書についての審査報告でございます。

本陳情は、白色申告における家族従業者の労働費が所得税法 56 条において、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとなっているために、事業主から控除される家族従業者の給

与とされる働き分が高知県の最低賃金よりもはるかに低いものとなっていることを指摘しております。

また、家族従業者はこの収入が給与と見なされ、自立した生活を送ることについて社会的にも経済的にも弊害が生じており、家事を手伝いたくても手伝えない現状が後継者不足に拍車を掛けているということ。また、2014年1月から白色申告も青色申告と同様に記帳が義務付けられており、労働の対価に差を生じさせている制度の矛盾について改善を求めています。

委員からもこの内容に同調する意見が多く出され、賛成多数で本陳情については採択すべきものと決しました。

以上、ご報告致します。

議長（山崎正男君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、陳情第30号、日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書について、および陳情第32号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての委員長報告を行います。

産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

おはようございます。

産業建設厚生常任委員会に付託されました、陳情第30号、日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書について。陳情第32号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての2陳情について報告します。

まず、陳情第30号は、1954年、昭和29年から始まった水爆実験の被災漁船員に救済措置を講ずる施策を求めるものです。

審議の結果、被災から63年、黒潮町の関係者も高齢化が進む中で早期の対策が必要ということで、全会一致で採択となりました。

次に陳情32号、森林公益機能を継続していくため、その保全に担う市町村の財源確保のため、全国森林環境税の創設を求めるものであり、審議の結果、全会一致で採択となりました。

以上、報告します。

議長（山崎正男君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第30号、日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、陳情第30号の質疑を終わります。

次に、陳情第32号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての質疑はありませんか。

んか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 32 号の質疑を終わります。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、陳情第 30 号、日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 30 号の討論を終わります。

次に、陳情第 32 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 32 号の討論を終わります。

次に、陳情第 33 号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 33 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第 30 号、日本政府にビキニ核被災者の救済を求める意見書の提出を求める陳述書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 30 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 32 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 32 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 33 号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 33 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

続きまして、日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、藤本岩義君。

3 番 (藤本岩義君)

おはようございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、ただ今から質問を致します。

まず、質問事項、今回 2 件、2 本ですが。

まず 1 問目、防災対策についてということで 4 つほど書いておりますので、よろしく願います。

まず 1 番目ですが、計画されていた震災対策事業はどこまで進んだか、ということです。

黒潮町では急ピッチで震災対策関連事業が行われてきましたけども、現在で予定されてる事業の進ちょく状況が分かっておれば教えていただきたいと思います。

町民の方は、どこまでこう出来上がっているのかなど。最近、避難タワーとかそういう大きな事業は目に見えて、ほんとにご苦労さんでありましたと町民の方も言うておりますが、細かいところも含めて、もし分かっておる範疇（はんちゅう）があればですね、その中でどこまで進んでいるのかということ、まあ安心感を与えるために報告をお願い致します。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

おはようございます。

藤本議員の一般質問 1、防災対策についてカッコ 1、計画されていた震災対策事業はどこまで進んだのかのご質問にお答え致します。

南海トラフ地震の新想定発表以降で急務とされた避難空間の整備ですが、毎年の部落要望等の追加もあり、当初の目標より少し遅れが生じました。しかしながら、今まで整備したことで平成 30 年度には避難空間に対する完成は予定となっております。

避難道についてですけども、約 230 路線の計画に対して現時点で 9 割程度が完成。防災倉庫も同様に、120 カ所の計画に対し 9 割程度が完成しております。

また、津波避難タワーについては、昨年度の佐賀地区津波避難タワーの完成により、計画していた全6基が整備済みとなっております。

避難道等がおおむね整備されたことにより、避難空間につきましては一定の整備を進めることができました。

今後は、残りの避難道等のハード整備。また、それらを生かせるよう、命を守るソフト対策を引き続き進め、併せて、命をつなぐ環境整備、対策に向け取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、これからの防災の取り組みは住民と協働で進めることが必要となっており、今後とも地域と連携して、さらなる防災力向上を図っていくよう考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

ほぼ、90パーセント以上、ほとんどの事業ができてますし、タワーなどは100パーセントということで、一定、完了したということを受けまして、町民の一人としてですね、安心。安心するわけにはいかんとは思いますが、一安心というところであります。

今後、ソフト対策事業をやっていくということですので、ぜひその付近を。この、せっかくできた道もですね、使う必要はないんですけども、まあ普段日ごろに使うていく。それから管理もですね、道も草も生えると思えますし、枝が茂ってきて通れなくなったりしますので、この付近をソフト対策と併せてですね、今後、黒潮町の町として取っていく道。それから、地域住民がやっていかないかんとことを明確にしながらですね、このせっかく出来上がった避難対策の道やそのものを活用していくと。整備していくということが大事であろうと思えますので、対応をよろしく申し上げます。

また、タワーについては今回条例もできましたので、それに基づいて規則、要綱も出来上がると思えます。それを含めてですね、町民の方と、住民の方と十分協議をしていただいて、普段日ごろの活用方法も検討していただきたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

次に、2番ですが。

担当の方に聞きますと、もろもろの関係で約29億ほど掛かったようですけども、他の事業も含めて20億にもなる本庁舎の工事は、年末引っ越しに向けて順調に進んでいるのでしょうか。

現状での進捗状況、引っ越し計画、その他。

あこに庁舎ができますと大変な作業もあると思えますので、その状況、引っ越し計画等についてお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の1番、防災対策についてのカッコ2、本庁舎は完成に向け順調に進んでいるかについてのご質問にお答えを致します。

昨年8月26日契約締結後、準備期間を経て10月より基礎掘削工事から着手し、順調に工事を進めてまいりました。新庁舎を囲んでおりました足場もほぼ撤去され、その外観を見ることができるようになっております。

8月末現在の進捗率は、計画66パーセントに対して実績62パーセントでございます。4パーセントの遅れとなっておりますが、この遅れの部分については9月施工で進捗を取り戻せるとの報告を受けている

ところでございます。今後は内装関係の工事が主になってまいります。残り約30パーセントの工事につきましては、各階内部の天井、壁、床の仕上げ。機械器具の搬入、取付け。燃料タンク、駐輪場、浄化槽、受水槽工事となっております。

11月初旬には工事完了予定でありまして、その後、完了検査を行い、11月末には新庁舎の引き渡しを受ける予定でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

藤本議員の一般質問の、新庁舎の開庁時期についてお答えを致します。

新庁舎の開庁につきましては、職員の書類の廃棄等の準備期間もございまして、新庁舎への移転作業を現在のところ平成30年1月6日からの3連休を利用して行う計画としております。

従いまして、平成30年1月9日からの新庁開庁を目標として取り組みを進めております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

新庁舎の方も62パーセントですか、順調に進んでおいて、1月のお正月明けには新しい庁舎で皆さんもお仕事できるということで、また住民サービスもそこで始まるということで、非常に喜ばしいことであります。ぜひ、いろんなことも起きるかも分かりませんが、順調よく計画に乗って進んでいくことを願っております。

ほんとは一緒にやったらよかったですけども、続いて質問させていただきます。

3年前の平成26年3月議会で、佐賀庁舎の移転計画への質問では、佐賀支所をなくすとか、機能縮小は考えていない。次の基本的な考え方や今後の災害対策本部の機能はどうあるべきか、支所機能も含め地域防災計画で考えるという答弁を確かいただいたと思います。その後どのように協議がなされ、計画がなされているのかお伺いします。

地域防災計画をこの前いただいたのを見てもですね、ちょっと私、何せ厚いですので見逃しておるかも知りませんが、その付近が分かりませんでした。昨年9月の黒潮町南海トラフ地震応急機能計画災害対策本部支所機能というところでレベル2での配置の考え方の中に、地域防災計画で新庁舎完成までの代替拠点として指定された黒潮町総合センターに配置したということは、新庁舎完成というのが、ここで佐賀の新庁舎なのか本庁なのかちょっと分かりませんので、ちょっとそのこともお伺いします。

あこへ書いてるのは佐賀地域のこと書いてましたので佐賀の新庁舎なのかな思うて、ひとつ、ああうれいなと思っておりましたので。現在の佐賀庁舎は、大方庁舎の翌年に確か完成してます。その後、耐震工事がなされておいて、ガラスについては耐震事業以降に飛散防止の対策が取られたと伺いました。少しはそのことについても安心を致しました。

そこで問題となりますのが、非構造部材への対応です。お手元に資料の写真をお配りしておりますが、この写真は今年6月末に議会研修にお伺いした益城町議事堂の中です。事務室の方も大体似たようなものです。エアコンや軽量鉄骨、蛍光灯などが所狭しと落下しております。こんなものが頭上等に落ちてきましたら、職員はたまったものではありません。勤務中であれば大けがをしますし、災害対策や復興に取り組むためにも大きな支障を受けると思います。この対策は法整備や基準はないそうですが、国から示されたものといえれば平成27

年3月、文部科学省の出した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックというのがあるんですが、こういうのがあると思います。これは教育委員会がご存じだろうと思いますが。国から出ておるのは多分これだけのようです。

また、ほかには天井対策として、2013年8月に安全上重要である天井及び天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件というのが告示されておるようです。

この基準がないとしたらですね、なければですよ。ないからできないとかそういうことじゃなくて、なければ現在新庁舎をやっております、先ほど新庁舎はもうすぐ完成ということですが。新庁舎のことも担当者に聞きますと、この付近は耐震がきちっとされておるということをお伺いしました。基準はないのに耐震ができておるということのようですので、それなりの設計を独自にされて耐震ができるようになっておると思います。

新庁舎の天井を参考にしながら、やはりこの非構造部材の耐震化は図っていくべきだろうと。職員や、おいでておられる住民の方を守るためにも必要ではないかなと。建物は倒れなくてもですね、さっと逃げることにしてもですね、そういうものがバラバラ落ちてきておればですね、なかなか対応できないし。机の下に頭を隠す、よう訓練をやりますけど、体全体のところにそういうものが落ちてきたら、人間の体は柔らかいので刺さったりします。それでは初期活動ができませんので、この付近の対策。

それから、新庁舎といいますが佐賀庁舎の移転についてですね、今後。今すっとはできなくてもですね、何年後にやるとかいうことぐらいはですね。やはり何年後ごろまでにやるとかいうことは、やっぱり示すべきじゃないかなと思っております。

まあ、場所とかそういうのを決めなくてもですね、用地とかそういうのもあると思いますし、今後の復興計画にも含めてですね、いつごろまでにそういうのをつくっていくかということが住民にとっては安心感もあるんじゃないかなと思いますので、お伺いします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは、藤本議員ご質問の防災対策についての2番目のご質問、佐賀支所の移転計画はどのようになっているか、また非構造部材の対策は考えていないかにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきますと思います。

佐賀支所につきましては、平成22年度に耐震補強工事を終了致しまして地震対策は完了しておりますが、議員にご心配いただいておりますように津波のリスクは抱えたままとなっております。

地震発生後の津波対策と致しましては、地震災害時に災害対策支部を拳ノ川の保健センターに移すことを決定するとともに、情報系の設備を移転したり、保健センターの屋上に太陽光発電設備を設置するなどの対策を進めてまいりました。しかしながら、佐賀支所そのものの移転となりますと当然のことながら多額の費用が必要となりますので、財政的な面からの総合的な判断も必要となっております。

平成26年3月議会で町長がご答弁致しましたとおり、町と致しましては、現在、佐賀保育所移転をはじめとする避難空間の整備に全力で取り組んでいるところでございまして、現時点での佐賀支所庁舎の具体的な移転計画は持ち合わせてございませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、佐賀支所の非構造部材の対策につきましては、平成22年度に耐震補強工事を実施した際にガラスへの飛散防止フィルムの施工を実施致しました。

平成25年7月に建築基準法施行令が改正されまして、天井高6メートル超えの高さにある面積200平米超え、

単位面積質量2キログラムを超えるつり天井は特定天井として、新たに定められた技術基準に適合させることが義務付けられたところでございます。

この建築基準法施行令の改正の背景と趣旨は、平成23年3月に発生した東日本大震災において体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、天井の脱落、落下によって重大な危害を生ずる恐れがあるものとして、国土交通大臣が定める天井を特定天井として、天井脱落対策の規制を強化したものでございます。

従いまして、佐賀支所の庁舎のような、例えば天井高2、3メートルの天井につきましては、人に重大な危害を与える恐れのないものとして、現時点では特段その構造に新たな技術基準が定められているわけではありません。

議員の方から益城町庁舎についてのお話があったので、その点について少しお答えさせていただきたいと思っております。

益城町庁舎の議場の天井や照明等が落下しているということをお聞き致しまして、私も直接、益城町の方に電話を致しました。天井裏の構造まではお聞きすることができませんでしたので詳細については分かりませんが、議場は天井の高さが5.65メートル、議場の面積が217.8平米ということでございます。この天井の高さと面積は、どちらかというとも高さ6メートル以上、面積200平米以上に該当する特定天井に近いものではないかというように感じているところでございます。そして、益城町庁舎の議場以外の天井は落下していないということもお聞きしたところでございます。

益城町の庁舎は平成24年度に耐震工事を実施致しまして耐震基準は満たしていたそうではございますが、震度7の揺れに2度も襲われまして壁に亀裂が入って、現在、庁舎は使用していないとお聞きをしております。

こうした強い揺れに対して、落下した天井と落下しなかった天井があることについて、ぜひ国の方で専門家による調査分析をしていただき、平成25年7月に改正された特定天井と同様に、明確な基準を国の方で作っていただきたいと思うところでございます。

佐賀庁舎の天井は上部の階のコンクリートスラブ、コンクリートの構造床でございますが、そのスラブと格子状に組まれた金属製の支持材、フレームが約60センチのつりボルトで固定をされております。照明や天井材、天井のパネルなどは、この金属製の支持材、フレームにボルトまたはねじ止めにより固定されているところでございます。こうした構造のどこに問題があるのか。また、この構造で天井等が落下するのかもしれないのかが明確になっていない現時点において、拙速な改修はいたずらに経費ばかりが掛かる可能性があると考えております。

町内の町有施設には、いまだ耐震補強工事が未実施の施設もございまして、こうした施設間の調整とともに、学校も含めた町有施設全般の非構造部材の対策について総合的に検討をしていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

全く、庁舎については3年前の答弁と同じ考え方ということで。

黒潮町の計画のその30年ですかね、30年計画の中にさえ入ってないっていうのは何かこう、ちょっとおかしいかなと。

これ、支所長は合併協の中の事務局をしてみましたので分かっていると思うんですが、これ一番もめたところな

んですよね、ある部分。もめたというか、協議、結構したところだと思うんですが。庁舎は大方庁舎、佐賀庁舎、対等の扱いとするという、なおかつ有効活用するという、項目がきちっと合併協の中には入ってます。

それなのに、まあ、本庁舎は道路の関係もあったり、津波の関係もあったり、いろんな関係があつてですね、急がれるのは大いに結構ですし、このことについては反対しゅうわけでも何でもないがです。ただ、佐賀庁舎のその位置付けというのが妙に明確に分からなくなってきました。

というのは、この防災計画の中にも明確になってないし、何年後。あるいは10年後、20年後、30年後かも分かりませんが、どこかに載っておればですね、ああ、そのころまでに何とかやっていくという計画もあるんだと安心します。しかし、全然その防災計画の中にもそういうことが載ってませんし、高台ができたときにその庁舎を建てるとかいうようなことでも結構だと思うんですけども、全然ないがですよね。

災対本部は奥の総合保健センターにするということは書いてますけども、そのことについて書いてないがですよね。これは有りなんでしょうかね。

私はやっぱり、今すぐせよというのはそれは言ってないです。経費も掛かりますし、新しい庁舎建てたばかりでするので要るとは思うんですけども。支所の場合にはですね、そんなに大きな建物を想定はしてないと思います。隣の四万十町などは、先に十和の支所を改築するから後からやりゆうがです。本庁舎を造ったと聞いてます。こんなことまでせよとは言いやうわけじゃないんですけども、やはり対等の庁舎というのは大事にしてほしいし、その当時の思いもですね、やっぱり引き継いでほしいわけですよ。そこが何かこう忘れられていきゆうというところに、何か寂しさも感じます。

やはり、機能縮小とか、なくすとかを考えてないという証拠といいますかね。黒潮町はこういうふうを考えちゆういうところをやっぱり示すべきだと思うんですよ。もう何年もたってますから、合併から。そこを見せないで、ただ考えてないではですね、ほんとに何か寂しい思いをします。そのうちにもう地震がもし来てですね、なくなったらもうそれで、経費もないき建てるがやめいうことになる可能性が非常に大ながですよね。

やっぱり計画の中には、長期計画でいいですから、その時分にこう検討をしていくというところでもですね、やっぱりはめていただくというのがええかなと。そうじゃないと、やっぱりやらんというのが先行しておるような感じに受けますので。

なぜこれ、二度も三度もこういう質問するかといいますと、その付近がどうもよく分からんがです。やっぱり長期にわたってこう計画するときにはですね、長期計画の中にもどうも私よう見つけませんでしたので、あれば教えていただきたいんですけども。いつの間にか消えたということにならんようをお願いしたいがです。

それで、先ほど言ったように答弁なかったと思うんですけども、応急機能計画の中にはそういつて書いておったんですけども、多分これは新庁舎の間違いだらう。新しく今度造る新庁舎の間違いだらう。ほんで、どこが作ったかな思うたらコンサルに頼んで作ったということですので、コンサルはその付近まで考えてませんので、新庁舎ができたなら全部そこへ機能を集中するようなことを頭の中で描いておったんじゃないでしょうかね。そんな感じがします。

この付近はやっぱりそれを考えた上で、やっぱり長期計画ができませんかね。そのことについては再度お伺いします。

それから、益城町の方に尋ねたそうですが、議場の方はこういうことで、ほかのとは見れませんでしたので、よう見ませんでしたけど、議場の隣の会議室などは一部天井が落ちてましたように記憶してます。写真ちょっとここへは載せてませんが、隅の方が若干落ちてたと思います。やはり基準がなければですね、今、新庁舎の分を使うてもですね、やっぱり職員を守る。

これ私、佐賀庁舎のことを言ってますけども、ほかの保健センターも含めてですね、やっぱりこの付近は初

期活動する職員が動けないような状況をつくらないような施策というのは考えないかんとします。これ基準はないんですけども、国交省がですね、各施設ののがを3つほどに分けてですね。初期活動する施設がどうなの、それは非構造の部分をきちっとするかという、国交省あたりもそういう素案を作ってですね。建物によって、そういう考え方を基に対応を考えておられるという資料は見たことがあります。やっぱり黒潮町も、佐賀支所は本所に次いで重要な位置付けをされておるとします。そのことは間違いないと思いますので、ここが動けるような対応策はやっぱり考えておくべきだろう。

この益城町の方は確かに天井が高いです。この写真撮った所は天井高いです、その揺れとかそういうのもあったとは思いますが、こういうことが起きないとは限りませんので、あこよりか強いのかも分かりませんし、揺れの時間も長いのかも分かりません。そんなことを考えるとですね、非常に私は心配をしております。

それから、天井の方を。支所長は天井の方に上がって見たらという提案もしてましたけど、前に。天井の方をちょっと見ていただきましたかね。私は何度か天井裏入ったことがあります、結構重いものもありますし。それから、つっておるビスがですね、やっぱりはずれておったのもありました。そんなのは、今は点検修理をしておるのか。やはり見えんところですので、見えない所はやはり裏側のチェックもですね。

この、文科省が出したガイドブックの中には、それぞれの管理者でできるチェックのところとかいうのも結構細かくこう書いておりますので、そういうのを参考にしながらですね。やっぱり今後、もしずっとできないのであればですね、チェックもしていただくということも必要ではないかなと。

それから、先ほど言いよった、そのボルトでつながっておるともですね。できれば現在の庁舎は多分、X（エックス）型というんですか、Y（ワイ）型、X（エックス）型でボルトが揺れないように対応しておるとします。中身見てませんけど。そういうような方法で、天井が揺れたりしないような方が簡単にできるそうで、経費的にもそれほど掛からないと聞いてます。学校もやるともやっていますので、大体の金額は分かるんじゃないかなと思えますが。そのことをやってですね、やっぱりそこで一生懸命働いておる職員や、来られた住民を守るということも大事じゃと思うんですよ。安心感を与えないけません。庁舎がずっとできないのであればですね、そういう対策が必要であろうと思います。

ついでに言いますと、各職員の後ろにあるキャビネットですけども。これ、家具の転倒防止とか、町は結構呼び掛けてますわね。けど、自分らが働きゆう所のその後ろにある2段に積み重ねられた重い書庫といたするかキャビネットは、耐震のためのその金具も付いてないがですね。これ、上から来たら結構、机の下に隠れておってもですね、結構けがしたりするんじゃないですかね。あるいは、そのコピー機等についても止めてますか、完全に。

やっぱり身近な所をですね。やっぱりこう大きいことやりゆうと身近な所を忘れていきゆう部分があるがじゃないかなと。

益城町の方も言っていましたけども、やはり職員が一番最初に動くときに動きが。やっぱり避難所とかそういうところだったので全体的に動けなかったということもあったようですけども、やっぱり初期の動きというのは職員がぱっと動けることであればですね、これが緊急対策もスムーズにいくんですけども。こんながれきが落ちてきたりしてですね、けがしたりしたら、そちらが先になってきますので。そういうお方を連れて避難もしないかんとします。これからまだそれが、その中から避難をせないきませんので大変だろうと思いますよ。

やっぱり、そういうことを踏まえて、経費もそんなに掛からんという、先ほど言いましたように経費もあんまり掛からんようなんです。少のうても仮見積もりぐらいで、どれぐらい掛かる。現庁舎と同じような形で基準がなくてもですね、現庁舎がやっておるような対策するのにどれぐらい掛かるかというのは、調べてみるぐらいのことは必要やと思うんですよ。それで、経費の出どころがなければ、まあ今年はできん、1年後にす

るとかというようなことも考えたらと私は思いますけども。ただ、基準がないからどうのこうのじゃなくですね、現在の庁舎を参考にしながら天井の裏をチェックしてみるとというのは、見えない所をチェックしてみるとというのは大事だと思います。そういうことを考えられませんか。

まず、そういうところから、身近なところから対策をしていくということも大事ですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

再質問の後半の構造部材についてはまた支所長の方から答弁させますので、前段のあの庁舎。

これは前回と答弁全く変わりません。移転計画を具体的に持っているわけではございませんので、それ以上の答弁がないということでございます。

ご質問をお伺いしていますと、何かこう移転ありきでご質問をいただいているように自分たちはとらえるんですけども、その移転もあるかないかも全く、まだ何も議論がスタートしているわけではなくて、かつ、それが防災計画に載ってないからと。例えば、小学校、中学校。これは町内には浸水区域の中にたくさんございます。そういったものが、例えば20年後、30年後にどう措置がされるのかということも、地域防災計画に必ずしもすべてが載ってるわけではございません。従いまして、記載がないからと。ご批判は当たらないと、そのように自分たちは考えております。

また、この件につきましては、これまでも機会をとらえて相当説明をしましてまいりました。例えば、佐賀支所の耐震化を進めるとき。これは町内の厚生文教施設の耐震化を進める。これは最優先であるという中で、できるだけ先行実施をさせていただいた公共施設の一つでございます。その際にも相当の説明をさせていただき、かつ、この本庁舎の移転候補地の変更の際にも、ここでも相当説明をさせていただきました。それで、現段階での説明は十分足りていると思っております。従いまして、現行ではまだまだやらなければならない優先順位が高い防災事業がたくさんございまして、そちらを順次、着実に進めていくこと。これがまず自分たちに求められてるところであると思っております。

ただ、後半の部分、支所長から答弁させますけれども、身の回りの細かいところ。そういったところは庁舎を動かすとかどうのこうのというようなレベルの話ではなくて、直ちに取り掛かれるようなところがございますので、ご指摘にあったように、そういう足元がこう見失われているんじゃないかということのご指摘はしっかりと、批判としてお受けさせていただければと思っております。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在の建築基準法の中ではですね、先ほどの特定天井以外の部分につきましては設計者の判断によって安全を確保するというような言い回しになっております。ですから、設計者の判断がいろいろまちまちというような形ですね、まあ出てくるというような形ができるというように思っておりますが。

やればいいというのは分かりますし、特定天井とおんなじようにすればもちろん一番いいんでしょうけども、そういうことにすると経費のことも掛かりますので、費用対効果のことも含めて検討する必要があるというように思っております。

ただ、議員がおっしゃられました、例えばビスが浮いているとかというようなことにつきましてはまた調査致

しまして、そういう所がありましたらビスを取り付けるとか、そういう修繕はしていきたいと思います。

それから、書庫等につきましてはですね、現時点では固定ができておりません。今後、新庁舎の移転に伴う教育委員会の移転に合わせてですね、検討してまいりたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今のところ庁舎のあれは前から変わらないということですが、非常に残念には思います。

やはり、先ほども関連事業については結構進んできてますので、今後はその復興復旧に向けた計画等も作っていかれると思うんです。そういうときに考えるとかですね。全然考えてないんじゃないかと、そういうところの検討の中でやはりしてほしいがですよ。やはりそのときには復旧復興で、例えば高台を造るとか、そういうのは後のことになりますけども、災害来た後にですね、そしたらそういうことをやっていくか。取りあえず、もう地震まではその現在のままで耐震をやってるのを置いておって、後、その後に高台するのか。あるいは、出口の所でやりよって、住居の高台移転は経費的にもなかなか、今のところ助成金のお金のことも含めて難しいということで現在は中断してますが。これが先行してですね、そういうことも踏まえてできることになれば庁舎も含めて考えていくとかいうようなことは言ってほしいなあ思うて、思います。全然考えてないがじゃなくて、ちょっとは考えてほしいがですよ。そういうところでも。

そのことでもできませんか。全く考えないということですか。

私はそういうように町長の方からですね、やっぱりこう将来、何かの方法で、お金の方も大変だと思います。十和あたりが5億ぐらい。まあ金額は非常に少ないですけど5億ぐらい掛かったそうですけども、どのように工面したかは知りませんが。それぐらいの規模の庁舎になるかも分かりませんが、そのお金をですね、何か工面できたら進めていくとかですね。あるいは、高台移転等もありますので、診療所とかそんなもんも含めて、併せた施設を考えていくとかですね、いろんな研究をしていくとかですね。そういうような方向性はやっぱりおっしゃっていただきたいなと思いますが、その付近も絶対、今のところも考えないということですか。

それから、非構造の部分ですけども、今、新庁舎やってますので設計業者は結構来てると思うんですけども、少し相談をして中身を見ていただいて、チェックしていただいてですね。現在のその新庁舎をやっておるような非構造部分の耐震といますか、補強といますか、その付近をチェックしていただいて、ほぼ完全とはいいませんけども、何とか大丈夫であろうというところの基準に持っていくにどれぐらい掛かるかぐらいの概算はできると思います。それを出した上でやはり検討していただきたいなと思いますが、それもできませんか。

両方お伺いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

庁舎の移転はですね、基本的には役場が勝手に計画を組んで、それでそのまま進めていきますということになりません。従いまして、いろんな議論をスタートしなければならないとされる基準が幾つかあるんですけども。例えば、一つはやっぱり住民の意思です。これがまず第一。それから、今の現行施設の老朽化、あるいは利用のその頻度でありますとか、あるいは利便性でありますとか、そういったことに対する不便益の解消でありますとか、こういったことです。それから、どうしても考えなければならないのは、やっぱり財政のこと

も考えなければなりません。

例えば、一例で十和の5億のお話をいただきましたが、基本的に庁舎の建設というのは補助ございませんで、これ、造成にわたっても同じことでございます。従いまして、5億が掛かると5億の単費を出さなければならぬと。この5億のレベルがいかなるレベルかといいますと、この本庁舎。これは基本的には直轄事業に掛かる移転ということになっておりまして、非常に特異なケースであると思えますけれども。スケン谷、造成させていただきまして、道路も入れさせていただきました。庁舎の宅盤の造成、その裏の防災広場。これら全部ひっくくめて、持ち出し5億程度です。従いまして、そのレベルの持ち出しが必要になるということでございます。参考までに申し上げますと、全町域で社会資本整備の総合交付金で進めております道路整備予算。これの原資の約15年分と、こういったことになります。

従いまして、そういったことを広く住民の皆さまにご理解いただいた上で、さらに優先順位は本当にそこにあるのかという議論をスタートしなければならないと。従いまして、勝手に役場が何年後にこういうことかと。あるいは、このケースのときにこういうことを考えさせていただきますというようなことは軽々に申し上げる段階にはないと、そのように思っております。

後半の部分はまた支所長の方に答弁させます。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答え致したいと思います。

新庁舎の設計につきましてはですね、調査を致しまして、概算の見積もりについても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

当然、庁舎の建築には町長のおっしゃられたとおり、非常にその、町がずっと考えてずっとできるものではないがです。それはもう承知しています。承知していますが、やはりその付近の検討も頭の中にあるということはやっぱり示して。若干していただいたかなと思えますけれども、まあ、今日はもうこれ以上言いません。なかなか時間がありませんので言いませんが。

ぜひ、住民ともですね、やっぱり。住民は今言っていない、直接町長の耳の中には聞こえてこないかも分かりませんが。やはり、合併のときの思いとしてはそういうのがありました。そういうことも事実でございますので。たまたまその後ですね、この大きな地震のことが出てきましたので、当初のその合併協定の協議したことから相当離れた経費も要ることも相当ありますし。そのことは承知しています。

ですが、やはり。何年ごろまでにとというのは、やはりできたらですね、こういう構想を持っていくというのはやはり欲しいなあと。これは協議した上でその構想をつくっていただいたらいいと思っておりますので、ぜひそのことはお願いしたいと思います。

それから、非構造の部分については、今、設計業者らもおるようですので、その方たちの方にちょっと相談でもしていただいでですね、検討していただいたらと思います。

これは、先ほども言いましたように、庁舎のことを、佐賀支所のことを言いましたけども、これは保健センターであつてもですね。何言いますかね、そこの社協の入ってる所、保健師が入ってる所も社協の事務所の

方も一緒の考え方で、できればですね。一挙にいかんかも分かりませんが、まあ見ていただく。中身を見ていただく。ああ、これやったら大丈夫やねと言えば、職員もですね、町の方もある程度安心ができるんじゃないかなと思いますので、対応を考えていただきたいと思います。

次にいきます。

昨年6月に熊本地震では、仮設住宅用地が国から通達があるにもかかわらず準備ができてなく、建設が遅れているとの報道がありました。黒潮町はどうかと質問したところ、通達はあったが準備はしてない。9月に完成予定の、昨年の9月ですけど。9月に完成予定の黒潮町南海トラフ地震応急機能計画で対応するとのことでしたが、対応しているのかということです。

このときは農地等も考えてというお話もしたと思いますが、内容を報告してください。

それで、仮設住宅用地は一時的なもので、公共用地が望ましいとは思いますが、仮設住宅も東北では、課長も何度か行かれて研修されておるようですけども、東北の方では一時的に造った所に結構長らく、現在もまだ住宅の中におられるという方もおるようでして、復興の計画の妨げになってる所もあるとお伺いしております。復興の妨げにならないように考え方を持っていてですね、場所の選定も必要ではないかと考えます。

今回の質問を作成した後にですね、高知新聞にも31日の日に仮設用地不足というのが、8月の31日の新聞に、苦慮する県内市町村と載ってます。これは新聞の記事の中にもありますように、高知県は特に山間、山が多くて平たん地がありませんので、どこも町村が苦慮しておることだろうと思います。仮設住宅用地が、これは2つ載ってまして、相当、新聞の方もですね、記事としては取り上げてる分じゃないかなと思います。

黒潮町もレベル2で、この調書を見ますと。大方地域では17万4,344平米が必要なところを4万3,751平米で、不足が13万593平米。佐賀地域は5万5,056平米必要なところを2万9,750平米、不足が2万5,306平米と、全体で15万5,899平米不足となります。県あたりが言ってる一戸当たり100平米で計算すると1,559戸分もまだ不足しておるということですが、間違いはないかとは思いますが、まあ、必要面積の68パーセントが不足してるということになると思います。

犠牲者ゼロを目指す黒潮町として、住宅が早く建たないために関連死等は、ぜひ、せつかく助かった命ですので関連死等を防ぐためにもですね、仮設住宅の用地の確保は大事だと思います。

また、今後は仮設住宅じゃなくて災害公営住宅というのもよく言われてますが、それらの併せて進行も。といますか、仮設住宅も建てると同時にできればですね、災害公営住宅の建設も、建てる用地もですね、できれば最初に併せて検討していただいていた方が、同時進行が必要かなと私は考えます。

先ほど言いよった長期になる方とかですね、そういう方を先に入っていただくことによって、復興がスムーズにいけるのではないかなと思います。そのためにはですね、今ほんとに用地がないがですよ。見せていただいた資料でもですね、ああ、こんな所を無理して探してるなあとはよく分かります。分かりますが、こういう所だけでは難しいと最初から思います。

ですから、そのためには国営農地とかですね、基盤整備した水田を現地でやはり確認をしていただいでですね、その候補地を設定してですね、地権者や、当然、農業委員会や、県、国ともですね。それから地域とも協議しながら補償費も含めてですよ。一時的にもう、田んぼへ稲植えちよつても、植えたばかりでもですね、これはもう補償するからそこを使わせてほしいというようなことの協議をしておいて。借地の協定といますか、仮契約といますか、そういうものをしておってですね、やはり用地の候補地を確保しておくというのは今一番求められておることではないかなと思います。どこともそういう考えであろうと思うから高知新聞もですね、こういう、ほんとに載っておったんだろうと思います。どことも一生懸命考えておると思うんですが。

特に、黒潮町の場合には山ばかりで平たん地がありませんので、この今言った、私に想像つかんところがあ

るかも分らないですけども、こういう国営農地や公園とかも含めてですね、やっぱり対応を早急に考えて、今ある計画の中にはめていくということが必要ではないでしょうか。

当然、復旧復興には仮設住宅だけではなくてですね、災害の廃棄物の置き場とか、仮埋葬といいますが、死体がもし上がってきたときはですね、それを仮に埋める所とかいうところも必要だろうと思いますが。そういうところについては公共施設というか公共用地しかないかも分かりませんが。

そのことも含めてですね、用地をやっぱり造っていくというのが、用地を確保していくというのが大事だろうと思うんですが、お伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の一般質問、1、防災対策についてカッコ3、本年6月末に視察した益城町も仮設住宅用地確保に苦労したと聞いている。黒潮町は大丈夫かのご質問にお答え致します。

発災直後に必要となる各種機能をどこに配置するか。現在、応急期機能配置計画として応急仮設住宅の建設用地選定も含め、検討を進めているところでございます。しかし、現時点では議員のご質問のとおり、適所となる用地の確保に苦慮しているのが現状でございます。

現在の配置計画は町有地を中心として選定しているため、応急仮設住宅用地については、先ほど議員が言われましたように用地に不足している状況でございます。

今後は、町有地のみならず民有地も対象とした選定を行っていかねばならないというふうに考えているところでございます。ただ、民有地を選定する上では公有地と違い、さまざまな制約、またその状況とかが変わってくることが考えられ、その課題についてどのように対策し、解決していくかは、今後その対象範囲を広げて検討をしていかねばならないと考えております。

また、応急期機能配置計画に関しましては、その後の復興計画との関連性が強くあり、その整合性が求められてるところでございます。

応急期に対応したことが、復興または振興の妨げになることのないよう、先ほど議員もおっしゃられましたように、災害公営住宅の建設用地とかそういったところも含め、中長期的な流れも考慮しながら対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

まあ、やっていただけるということですので良かったです。

できるだけ早くですね、やっぱりこの議題に挙げてですね。めばしいところといいますが、そういうところを関係課長とか担当の方でやっぱり見ていただいて、さあっと町内を。その付近で、やっぱり議題に載せてですね。

今言われたように、問題点いっぱいあると思うんです。農地であったり、あるいは個人用地でもなかなか後で、そこへ造っておってもですね、水に漬かるよとかいう所はまず無理です。その付近は地元の人がまた詳しいはずですので。何年ごろにここは大雨で浸水したとかですね、崩れたとかですね、その付近も分かっているとしますので、相当数の候補地を挙げておいて、そういう所を造っていくためにプロジェクトチームといいますが、そんなのをつくっていただいてですね。なかなか情報（情報防災課）だけでは難しいと思いますの

で、農地の関係それぞれ、公園の関係もありますので、そういうとこ一緒になってですね。早いうちに、やっぱりこの新聞に書かれているようなことのないようにですね、早めにこう。

少のうても地震対策では1、2を争ってやるぐらいの対応してる黒潮町ですから、皆がある部分、理解されることも、理解されてる町民の方も多と思うんですよ。ある程度話せば納得していただけるというお方もおると思います。そのようなときにですね、早めにそういうプロジェクトチーム等をつくってですね、この対応をしていく考えはありますか。

ただ今、漠然としてしか分かりませんでしたので、積極的に地域に出向いていってこう。めばしいところをまず、そのグループがですね。この付近どうじゃろうねという程度でええと思うんですが、それをつくっていただいて、それからテーブルに乗せていただいて話していくと。

ほんで、先ほど言ったように最終的には、これは農業委員会にも相談せないかんとこといろいろあると思います。その付近が出来上がってくれば、きちっと正規に農業委員会も通したり、県の公園の管理とか全部含めてですね。このときにはこう使いますよという事前の協議しておれば、パッパッと。用地はここをやりますということではいけばですね、早いと思います。

先ほど言った益城町もですね、用地が非常に遅れたために、始まったのは多分1カ月後ぐらいになったように聞いてます。九州熊本地震のときも、他の町村も結構そういうことができてませんでしたので遅れたということながです。だから、車の中で寝られてですね、エコノミー症候群ですかね、そういうのになって、具合の悪くなった方が結構出たように聞いてますので、そこを早めに確保していただくということが大事だと思いますが。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

ご指摘のとおりでして、一日も早く仮設住宅用地の確保がされるというのは望ましいんですけども、防災課長からもありましたように、昨年度末に応急期の機能配置計画を策定致しました。成果物としては持つてるんですけども、それが実際起こってしまったときにほんとに運用できるものにするためには、その成果物を自分たちがまずそしゃくをして、原稿と照らし合わせて、今後の整備計画との整合性を取って使えるものに仕上げなければなりません。その使えるものに仕上げるためには、復旧計画と復興計画が併せてあることが理想でして。

ただし、復興計画とかはですね、あまりにも多岐に及びますし、また住民の皆さんの理解でありますとか、意識でありますとか、こういったものが多分にこう計画を左右するというようになっておまして。被災地の方にお伺いしてもですね、事細かな復興の計画を事前に組むことが果たして労力的にもそこに割くことがどうなのかといったご意見もいただいております。ただし、少なくとも構想レベルのものは持たなくてはならないと思っています。

また、東日本のときと少し環境も変わっておりまして、例えば今回、仮設住宅のご提案をいただいておりますが。例えば、仮設住宅があったり、復興住宅があったり、災害公営住宅の仕組みがあったり。こういったものをできるだけ簡素化をして、かつ財政的な無駄が出ないようなシンプルなモデルにつくり変えていく法改正が順次進んでいっております。従いまして、それらが整った上で、自分たちの町としてどうやっていくのが、早急に仮設住宅が確保されて、かつ住民の皆さまに過度の負担がないようなスムーズな移行が取れていくのか

と、こういったことの全体を組まなければならないと思っています。

そのためには必要な作業がございまして、担当課からはですね、復興計画の策定にもう今年度から着手したいという意見が出てまいりましたが、ストップをかけております。それは、少なくともコンサルに丸投げをして、コンサルから成果物が上がってきましたみたいな計画を作るつもりは全くなくてですね、自分たちでやっぱりしっかりと、そのときに運用できる、実効性の高い計画を作らなければならないと思っています。そのためには応急機能配置計画の見直しも必要ですし、計画レベルで言いますと復旧まではまず計画を作らなければならないと思っています。その上に、さらに復興構想。この3つをある一定同時に走らす必要もあるのかなと思っておりますが、残念ながらまだその3つを同時に走らせるだけの素質といいますか資質、素養といいますか、は自分も含めてまだこの組織が有しておりません。

それは、これまで5年半、防災対策やってまいりましたが、どちらかといいますと、有事のときにどう人命が確保されるのかということに相当のウエートを置いてやってまいりました。従いまして、もしかすると他市町村に遅れを取ってる部分が今回ご指摘をいただいたようなところかも分かりません。

従いまして、ここへ踏み込もうとすると、少しこれまでの防災の取り組みよりも毛色の違う取り組みになってまいりますので、まず、その素地素養を自分たちの組織で有することが大前提だと思っております。そうなりますと、少しまた議会の方にもご相談をさせていただかなければなりませんけれども。ある一定ですね、担当あるいは担当部署の人間を被災地の方へやっぱり何度も何度も通わせていただいて、実際何が起こっていて、どういう法律が適用されて、実際に事前の計画はどう機能したのかということの徹底的な調査分析をしなければなりません。その指示は担当課の方に出しておりますが、何分、予算も伴うこととございまして、またその際には議会の方にもご相談をさせていただきたいと思っております。

少し広範な答弁になってしまって、少しぼやけたかと思っておりますけれども。ご質問いただきましたこの案件につきましては少し腰を据えてやらせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、成果にたどり着くまでは少し時間がかかりますが着手は致します。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

私も、今ずっとやってできるようなものではないと思っておりますし、先ほど言いよったように職員の中でまず話せるそのプロジェクトチームみたいなものつくってですね、ほんで研修もしていただく。大いに結構です。課長らには特に、東北の方、あるいは熊本の方を含めて行っていただいて、被災の状況よりも、そこで問題になったことをですね、今、町長のおっしゃられたようなことを十分研修していただいて、その選定の際には頭の中でそのことを想像しながらですね、やっぱり作っていくというのが大事だろうと思っておりますので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思いますし、一挙にできるわけじゃないことは承知しておりますので。

ただ、黒潮町の場合には結構、国営農地もありますので、特定しましたけども。それから基盤整備した土地も津波の来ないところにあります。ただ、距離がありますので。そこに行くと、やっぱり元おった所から離れると、移住の抵抗もあつたりします。しかし、これはもう、それらもそういうこともやっぱり考えながらですね、やっぱり早めに計画しておくというのは非常にこう安心感がありますので、ぜひ進めていただきたいと思いますのでよろしく願います。

地図ももらってましたが、これで見ますと、その周辺にも何か空いたような土地もありますし。それから、田んぼもきちっとした整備された所もありますので、できればまとめておった方がいろいろ、町の方が今後いろんな手助けするのにまとまったところがあればいいかなと思っておりますので、そういうことも考えながら検討し

ていただきたいと思います。

これはこれで終わります。

それから、4番に移ります。

これはまあ、今のと同じようなことになるとは思いますが、避難場所に予定されている集会所等があつてですね、地域防災計画とかそういう中でやっておられますが。一番問題になるのは、食べたり食うたりすることは何とか、田舎であればお米とかそんなもんもありますし、何とかなるとは思うんですが。汚物ですね、汚物。

これ、私の集落のトイレも水洗ですけど、簡易水洗なんですよ。特に何人かの方が来られてこう、たまにであれば問題ないですけど、長期になりますとすぐに満杯になったりします。ほんで、簡易トイレをもし作ったとしてもですね、今度の防災のあれでも、補助の中でもその簡易トイレを何個か頼んでますけども。それもですね、そこの中の分をどこへ置くかになってくるんですよ。今のところ置くところがないと、たちまち取りにくる車も多分ないであろうし、そのものをどこへ保存しておくか、あるいは埋めておくのかいうところぐらひは、せめてそういう。防災グッズを置く所を構えることも大事なんですけど、ちょっと考えていただいたら、その付近が一番問題になってくるがやないかなと。においとかなんか含めて、衛生的なもん含めてですね。それをどういふように考えておるかなと。

ほんで、できれば今言つたような、近くには農地とかそういうものしかありませんので、そこを仮契約しておいてですね、その所にシートとかそういうのを構えておいて、そこに一時保管をするしかないと思うがですよ。その付近はやっぱり地域へ入って各集落で避難所の計画を立てるときにですね、水洗便所も使えんと思ふうちよかないけませんので、それをどういふ形で保管しておくのか一時的に、いうところぐらひは大事なことでないかなと思ひまして。

ほかのその集会所らでの避難計画の方を見よつたときにありませんでしたので、この際お伺ひしておきたいと思ひます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の一般質問1、防災対策についてカッコ4、避難場所に予定されている集会所等の汚物等保管場所は確保しておく必要があると思ふが計画に入っているかのご質問にお答え致します。

避難所の運営にかんしてのマニュアルは昨年度から作成しており、避難所内のそれぞれの役割が機能するよう、場所の配置については検討している状況でございます。

避難所の汚物対策については、環境衛生の悪化により避難された方の健康を害する可能性があり、命をつなく重要な対策となつてまいります。しかしながら、議員ご質問にありましたように、避難所における汚物等の保管等の場所やその後の処理方法については、現時点では詳細な計画は立てられてない状況でございます。汚物処理方法は課題となつており、避難所において不快な思いをしないためにも、汚物の一時的な保管場所は確保しておくことが望ましいと思ひしております。

これからも継続して進めてまいります避難所運営についての検討、検証の中で、保管場所の具体的な検討とともに保管方法についても考慮をし、今後は関係各課とも協議を進め、その後の処理に関しても検討をしていく必要があると思ひしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

ありがとうございます。

ぜひですね、これほんとに話題にもなったことがありますけども。きれいごとはいいんですけど、やっぱり汚物というのは非常に後々の衛生管理大事ですので、ぜひ各集会所等での避難場所の検討のときですね、どうしていくか。まあ、地域で答えが出ればいいわけですけども、なければ町も働き掛けて。先ほどの住宅用地とは違いますけども、その用地を確保するというはどうしても大事だろうと思います。ぜひ、そういうことを庁舎の中で十分もんでいただいて、検討していただきたいと思います。

次にいきます。

大きな項目の 2 番ののですが、林道の昇格について。

これは前にも質問をしてみましたけども、本谷から湊川に及び小川に通ずる 7,152 メートルの作業道は、平成 21 年から 23 年にかけて高知県森林整備加速化事業で開設した林道規定第 4 条に定める自動車道 3 級規格の道と伺っております。

黒潮町内には 100 キロ以上を巡る、120、30 キロぐらい、それ以上あるかも分かりませんが、張り巡らされた作業道とは違い、林道規格で工事された作業道です。この道は地域も関心持っており、林業以外にも災害時に迂回(うかい)路としての活用や、健康管理のウォーキングコースとしての活用や、山間部の農家を悩ませている有害鳥獣の駆除にも利用されています。林道になっても、すぐに全面改良とかいうことを望んでるわけではありません。維持管理を望んでるわけです。

今回、7 月 15 日に出したと伺ってますが、7 月 15 日に大井川区長ほか 6 名の区長からも町に要望が挙がっておると伺ってます。ぜひ山間部の思いをかなえてほしいと思います。

先ほど来、ずっと防災の話をしましたけども、津波対策について非常にお金も要っておるから、まあ山間部の事業については遅れても仕方がないねえいうことで、中山間の方たちはある一定そういう思いもあって現在まで来ていることは事実です。たくさん予算を組んでおるけども、その大半は津波とか地震対策の方に使われておるということも、これは急ぎますので。

そういう思いで来ておるのは事実ですが、中山間の思いもですね、もし何かの方法で対応ができればかなえてほしいと思って伺います。

議長 (山崎正男君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告に基づきまして、林道への昇格についての質問にお答え致します。

この作業道につきましては、平成 21 年度から 22 年度にかけ県の森林整備加速化事業を活用して、本谷地区から口湊川地区まで基幹作業道として森林組合が開設したものであります。その延長は 7,152 メートル、幅員は 3.6 メートルで、林道規程では 3 級に準じ、整備をしているところでございます。

この作業道に関しましては、平成 27 年度 12 月議会で町道の認定という質問がありました。そのときの答弁としては、町道での整備については財政的に当分の間、実施は困難との回答をしているところでございます。また、同時に林道への昇格についての質問もされておりますが、財源も含め、林道規程に基づく技術的な検討を行うという答弁をしております。

これらを踏まえ、実際に作業道から林道に格上げとなりますと、次のようなことが課題として挙げられます。

1 点目には、林業活動の中心である森林資源の有効活用の側面から、流域面積における森林資源の把握を行い、地権者同意の下、森林整備計画を立て、費用対効果が得られるのか等、さまざまな検討をする必要があります。

ます。

2番目としましては、既存の作業道を林道規程2級に格上げする場合、その道路こう配、あるいは曲線半径、視距等の改修を行い、林道規程に合致するのか、ルートを選定を含め、技術的な検証も必要であります。

さらに3番目としましては、施工に伴う地権者同意が得られるのか。あるいは、資金調達の課題が予測されております。

現在この作業道につきましては、林道への昇格について実現可能であるかを検討するために、ワーキンググループを立ち上げるために準備会を行ったところであります。今後は関係者による現地踏査を行い、技術的な検討を行っていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

あれ以降ずっと検討をさせていただいて、今回もまたワーキンググループつくって検討していただくということで。

まあ、すっとはですね。これ、前言いよったさまざまな用地の問題も、それから整備計画も必要だろうと思いますし、非常に難しいとは思いますが、ちょっとの光でも見えてるかなと勝手に解釈してます。

一つ分からなかったのが、林道の種類及び区分という所の第4条の中に自動車道というのがあってですね、第1項の1号に。それで、自動車道とは次のように区分するという中の第3号の所に自動車道3級というのがあるんですけども、まあ3メートル以上ですかね。3メートル未満であれば軽車道と、林道の中でもなるようですけども。

これをですね、私は取りあえず2級に上げるとかいうことを言いゆうわけじゃなくて、先ほど2級に上げるという話をしよりましたけど。3級でもしこれが工事をしたときにですね、3級規格ということですので、3級の規格に通っておるのであれば林道としても全く不思議でないなあと思います。その規格で造っちゅういうことは、林道規格で造っておるということは林道としても問題ないと思ってますので。こう配とかいろいろあるかも分かりませんが、当時その3級に基づいて、この林業規格に基づいて検査がされておるのであればですね、全く林道じゃないいうて、もしぱっと変わってもですね、林道なんですよ。

その付近はちょっと今の答弁分かりませんでしたけども、3級を2級にするとすれば、3級というのは自動車道1級及び自動車道3級以外のものというて書いてますのでよく分かりませんが、幅が4メートルぐらいとか5メートルとかになるかも分かりませんが、そのことをちょっとお伺いしたいと思うて思います。

ただ、作業道であっても林道規格で検査しておるのであれば、林道。名前を変えても即通るとしたもんだらうと思ってますが、その付近はどんなですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

当時は林業規程の3級というのはですね、いわゆる林産物等の搬入等でつけた作業道でありまして、今回、県を含めて考えておるのは、いわゆる林道2級。これ、林道に昇格する場合はそういう採択要件がございまして、2級に格上げしないと補助制度に乗ってこないという課題がございまして。

そのため、2級になる場合はですね、全幅が現在は3.6メートルですが、まあ余白、拡幅分を含めて3.5メートル、あるいは4メートル。それと設計速度、現在は15キロで、現在の曲線半径、非常に狭い所がございま

して8メートルしかございません。その曲線半径を12メートルに拡張する。

あるいは、視距、縦断こう配、これが一番問題になろうかと思えますけれども。林道規程でいきますと、原則は9パーセントでございます。特例値で、まあ12とか、それから区間を定めて14パーセントという規定がございます。

今回、既存の作業道。起点から終点まで7,000メートルの中で図面を見てみますと、起点部において15パーセントを超えるところが200メートルぐらいございます。そういう所とか、R（アール）が非常に小さい所がございます、そのへんの部分的な改良をしなくてはなりませんので、そのへんを含めて技術的なことが可能かどうか今後、地元の皆さま方の、まずはこんな多数の中でそういう機運が高まれば、ワーキング委員会の中で詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

分かりました。

一つ上の所で承認。県あたりと補助事業の対象とかいうことに引っ掛かってくると、それは下でやって後で町が負担をせないかんとすると大変です。それは、上へ行くことはいいと思うんですが、上へ行きゃ行くばあお金は掛かるようになります、逆に。そのことを心配します。

設計速度そのものについては、3級は11条の設計速度で20キロですかね。20キロまたは15キロと11条の所で書いてますが、スピードのことはさて置いてもですね、維持管理の部分が実際に欲しいということだと思います。

まあ先だって、ここの道は作業道であってもですね、地域の方が結構関心持っておってですね。自分らで整備するから整備もされておるようですので、ぜひ今後検討をしていただきたいと思えますし、前向きにやってほしいと思えます。

これはこれで検討していただくということですので、質問をこれで終わりたいと思えます。

議長（山崎正男君）

これで、藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休 憩 10時 37分

再 開 10時 50分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

4番（矢野昭三君）

それでは通告によりまして、質問をさせていただきます。

今回、ちょっと普段は私があんまり言ってない自然環境についてでございますが。

それに入る前に、ちょっとうれしいことの話をしさしていただいて。いつも厳しいことばかり言うわけにもいきませんので。

これは高知新聞さんの記事ですけど、まあええことですので。佐川町にもあったということで、お医者さんの、読者のひろばですね。これ紹介させていただきますが。家の近くにある道が、町道が、アスファルトがかなり

広範囲に亀裂が生じて、周辺の草刈りなどは住民の務めであるということでやっているのだが、どうも最近はその体力的にもやりにくくなってきたので、ご主人に相談すると、ご主人が役場の方へ連絡をしたら、その困りごとを改善するように頼んだら、直ちに、その日のうちにレミファルトでちゃんと直していただいている。本当に心が晴れ晴れしてうれしかった。こんなにもすぐに対応してくれて本当にありがたかった。佐川町にもすぐやる課があるようだ。こういうことでございまして。

実は一昨日、町民から町の方に情報提供をしたんですよ。町道の真ん中が陥没して、危ないので何とかしていただきたい。そういうことで住民から役場の方へ情報提供しましたら、その日のうちにちゃんと補修していただきました。そういうことは大変住民もうれしいわけでごございまして、この黒潮町にもすぐやる課があったということでございまして。何もそこだけやなしに、私が知らない所で皆さん頑張っていると思いますが、そういういいことはいいことで、私は大いに声に出していくという方が、それは自慢でも何でもなく、住民側にしたら大変うれしいことやと。

高齢化してきますと、豊の縁にもけつまづくというようなことをお聞きしたこともございまして、車で移動する分についてはなかなか気が付きません。それがやはり、その辺は歩いていただいて、小さなところに気付いてすり合わせなんかを直していただくと、少ないお金で町民からは大きな喜びをいただくということになりますので、これからもぜひそういう方向で頑張っていたきたいと思っております。

それでは少し本題に近いところへ入りますが、私はここ数年前まで雨が時間雨量 100 ミリ降るといふことはあんまり、降るであるといふことは思っておりましたが、降るといふことはあんまり考えたことはなかったです。それで、おとしですかね、北海道で時間雨量 120 ミリ降ったといふことで、大変な災害が発生しました。以来です、大体その 120 ミリ降るといふことがずっとあちこちでありまして、とうとう、この間ですかね、九州では 129.5 ミリ降ったといふことが新聞報道で知ったわけでごございまして。これは大変なことだ。その原因はどこにあるかは私には分からないわけでごございまして、しかし、少し環境面からも何とか、これは考えないかんときに来たのではないかなといふように思っております。

その中で、九州の災害については新聞で報道があったとおり、皆さんご承知ではございまして、その山の植林を間伐するわけでごございまして、この間伐した木が放置されておる。その放置された木も、また大きな災害の原因になったといふことのごようでごございまして。

それで、そういうことを考えて、そういえば、私が子どものころは田んぼには、くぼみには氷ができるとか、道路にも路面にくぼみがあれば、そこに氷が張る。それから、つららができるといふことがありましたが、40 年の後半か 50 年ごろからと思うんですが、かそういったものが見えなくなったように思っております。そうすると、これがどんどんどんどん進んでいきますと、さまざまな被害が想像されるわけでごございまして、それをいくらかでも改善するために少し質問をさせていただきたいわけでごございまして。

それで、カッコー 1 の地球温暖化対策の推進にどのように取り組んでいるか、質問致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、矢野昭三議員の 1、自然環境についての 1 番、地球温暖化対策の推進にどのように取り組んでいるか問うのご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、地球温暖化と致しましては、大気中の平均気温や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象でごございまして、主な原因は、大気中の二酸化炭素やメタンに代表されます温室効果ガスによる温室効果によるものとされております。地球上の生物の生存にとって重要な働きをしております。しかし、石油や石炭

などの化石燃料などによりまして、大量の温室効果ガスが大気中に排出し続けることになると、過度な温暖化が進むと、人類や生態系にとって深刻な、そして広範囲にわたる影響が出るといわれております。

そうした深刻な影響を及ぼすことにならない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、地球温暖化防止をすることは人類共通の課題となっております。こうした課題に対処するために国際社会では、1997年、平成9年に京都で開かれまして気候変動枠組条約第3回締結国会議において京都議定書が採択されました。その翌年の平成10年には、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されまして、同法第21条に基づき、市町村は国の地球温暖化対策計画に即した事務事業に関する地方公共団体実行計画の策定が義務付けられました。黒潮町におきましても、黒潮町地球温暖化対策実行計画を策定し、現在第2次の実行計画に基づき、実施しております。

その具体的な取り組みと致しましては、町有地にこうち・くろしお太陽光発電所を建設し、平成26年10月から年間約67万キロワットを発電しております。そのほかにも、平成27年度には、中央保育所と拳ノ川診療所にも太陽光発電施設を設置しております。また、公用車の更新時には、電気自動車やハイブリッドカーの導入も進めております。職員におきましても、エコオフィスプラン行動計画を各課に掲げ、庁舎内における電気使用料の削減と、用紙類の使用量の削減および環境負荷の少ない製品の購入に努めております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

課長が先走って発言していただきましたので、ちょっとそちらへ、カッコの2番へ移らさせていただきます。地方公共団体実行計画を問うということですが。

実は、この温暖化について日本は最低評価されておるといってございまして。何かというたら、排出量の多さが要因であると。これはこの議定した国の中で、中国、インド、アフリカ、南アフリカの方はその評価が高い。反対に、日本、米国、オーストラリアが低いと、こういうような評価をされておりますね、ご承知のように。

それじゃあ、わが町のこの環境にかかわるこの計画はどのようなものかということになってまいりますが。最初の計画は平成21年3月に、これ計画策定しております。次は25年度から平成29年度、この当該この年というこの計画期間でございまして。これはちょっと数字的にも、私はこう何か分かりにくいところがあるんですが。例えば、23年に788.7、これ排出量で削減率が10パー。24年には1,178.9という数字に急に大きくなってまいりまして、削減率がマイナス34.5となっております。こういったところがどういう計画かなという。ちょっと分かりにくいなと思って見ております。数字の錯誤と勘違いがあることについて、いちいちどうということではございませんが、要はどれだけ削減していくかという、その心が大事でございますので、そのへんを少し分かりやすく説明をしていただきたい、答弁いただきたいと思うわけです。

そして、この要因別の排出状況というものは、電気の使用量が86パーセントであるというように定めておりますので、この計画で。そのへんも含めてですね、人間皆快適な生活をするために電気は大いに利用させていただいておりますし、大事なエネルギーでございまして、そういう面からも含めて、このどんなふうこれ取り組んでいっておるか。今後、じゃあどんなふう考えるのか。29年度、この年度で終わってこの計画はなくなるのか。次の計画に向けてどんなふうなことを策定していくのか、そのへんをお聞きしたいわけです。

で、この最後の所で進ちょく状況の公表という部分がございまして、ちょっと私もこの公表という部分についてはよう確認してございませんので、この場においてできましたらお答え願いたいと思います。

1 回目はこれで終わります。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、矢野昭三議員の 1、自然環境についての 2、地方公共団体実行計画を問うのご質問にお答え致します。

議員ご質問の、平成 23 年度から平成 24 年度に比べて CO2 排出量が大幅に増加した、これは原因はなぜかということですが。これは、2011 年、平成 23 年の 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故を契機と致しまして、伊方原子力発電所が全号機停止しました。それで 2012 年、平成 24 年度以降は原子力による発電量がゼロとなったことによりまして、CO2 の排出係数、これは電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出していたかを推し量る指標でございますが。それが、平成 23 年度は 0.326 でしたが、平成 24 年は 0.485 に上昇したために、CO2 の排出量がこれだけ多くなったと計算が出ております。

そして、どのような計画になっておるかということですが、この第 2 次の黒潮町地域温暖化対策実行計画につきましては、平成 24 年を基準と致しまして、平成 24 年の二酸化炭素排出量の基準は 1,725 トンでございます。それで、その 5 パーセントを削減するとしておりまして、平成 29 年度には 1,639 トンに排出量を減らすという計画を立てておりまして、それに向けて 5 年間で取り組むということになっております。

そして、電気の使用によりまして排出の分が 86 パーセントという形の部分になっておるかということですが。これは、平成 24 年度の二酸化炭素排出量の内訳でございますが、電気が 86 パーセント、軽油が 8 パーセント、ガソリンが 4 パーセントという形の部分となっております。この部分につきましては、特にこれが固定値ということではなくて、毎年変わっております。例えば、平成 27 年度におけます集計におきましては、CO2 の排出量の約 89 パーセントが電気による使用によるものでなっております。従いまして、この電気の部分を減らすことが、5 パーセントの削減目標を達成するものと思っております。ですから平成 24 年度の基準数値よりも、電気の使用量を 5 パーセント以上削減をしていきたいというふうに考えております。

それから、今後のこの実行計画の 29 年度で終了するがその後はどうするのかということですが。その後は、第 3 次事項計画の策定をただ今検討しております。そこにおきまして再度見直しを行いまして、事務、事業編、そして区域、施策編につきましても、策定に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

そして、進ちよく状況の公表についてでございますが、これにつきましては、広報くろしおや町ホームページに掲載をすることで計画の方に明記されております。しかしながら、現在のところ、そういうふうな公表をしておりません。このことにつきましては早急に取り組みまして、平成 28 年度の進ちよく状況につきまして、公表をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

次ですね、この計画の 5 ページに、環境保全に関する意識向上率先実行の推進という項目の中に、ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設けるとありますが、これはどんな取り組みになっておりますろうか。

なかなか、車が使えんとなると皆、具合が悪い方が多くいらっしゃると思いますが。そのへんを実際、どう実行す

るかということになるとなかなか大変なことがあるとは思いますが。しかし、これらも一つは何か取り組むことが必要であると思うんですが、どのように。

今年は置くとしても、次の計画へ向けてはどのようにお考えですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

ページ、5 ページに書いております、ノーマイカーデーなどの環境保全を奨励する日や月間を設けるということにつきましてですが、現在のところ、このノーマイカーデーとかを環境保全に奨励する月とかは設定はしておりません。ノーマイカーデーにつきましては、なかなか公共交通の機関の脆弱（ぜいじゃく）さもございまして、それに代わる移動方法が確保できないのが現状でございます。

しかしながら、少しでも徒歩とか自転車とか、そういう形の部分で切り替えられる部分につきましては呼び掛けを行っていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

前向きに取り組むということですので、それは了解致しました。

次にですね、カッコ3ですが、この植林ですね。この植林というのは人間がやったことでございます。することが植林でございまして。人間のやった植林の管理を良くすることにより、谷川などにプランクトン、小魚などが生息し、河川の環境が改善し、海に至り多種多様な生物が生息しやすい環境にするか、取り組みを問います。

実は、愛媛の、今愛南、その前内海町のときに、内海町史がございまして。享和3年、1803年ですね。カツオ一本釣り、由良岬の沖合い16キロ、クジラの群れに出会ったと。こういう記述がございまして。文政3年、1820年には、何かクジラの入札が行われたと。その内海では、ということが記述としてございまして。クジラにつきましては江戸時代、この佐賀も捕鯨の基地になっており、解体もその鹿島の所か、そこでやっておったようなんですが。こちらは太平洋に面した所。内海はその名も内海でございまして、豊後水道ですからね。そこでカツオの漁もしよったし、クジラもいたということございまして、どうい環境でやったのかなということをおもうわけです。今みたいに、さまざまなものが便利な社会背景はないということは分かるんですが。

そういったことを考えながら、この環境を守るにはどうしたらいいかなということを考えておりますので、ひとつお考え、行政としてのお考えをお聞かせください。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして矢野議員、自然環境についてのカッコ3、森林の管理により多種多様な生物が生息している環境づくりについての質問にお答えします。

森林は承知のとおり、水源の涵養（かんよう）、国土の保全、地球温暖化の防止、自然体験の場、木材をはじめとする林産物の供給等、多面的機能を有しております。中でも水源の涵養（かんよう）は、森林の持つ機能の中でも最も重要とされる機能の一つであります。水資源を蓄え、はぐくみ、守っていく働きでございます。森

林は河川を通じて海とつながっており、森林は豊かな海をはぐくむ。海は森の恋人などと称されるように、森林に降った雨が蓄積され、微生物によって分解され、窒素やリンなど栄養分を海に供給し、このことがプランクトンや海草を増やし、魚の繁殖につながっていくことになります。このことから、森林を適正に整備することは、私たちの生活や自然環境を守ることに繋がっていきます。

黒潮町には民有林、町有林、公社造林、高山造林、国有林の森林、合計1万4,904ヘクタールがあり、そのうち民有林は1万2,976ヘクタールでございます。戦後、営々と植えられ、スギ、ヒノキを中心とした人工林は7,042ヘクタールで53パーセントを占めております。この人工林の多くが40年を経過しており、現在は保育除伐間伐から搬出間伐を主に森林整備を進めているところでございます。本町では合併後、これまで国有林を含め671ヘクタールの搬出間伐を行い森林整備に努めているところでございます。

しかしながら、昨今の木材価格の低迷と林業の担い手不足も相まって、森林整備の推進に課題があるのも事実でございます。が、今後とも森林の持つ公益的機能を発揮するためにも、人工林の保育間伐を推進し、森から海へつながる良好な環境づくりに努めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ちょっと前に出られましたので、ちょっと質問がしにくいわけですが。

要は、森林の、人間がやった行為の結果、その足元には草木がなくコケもない状態にいますと、土とか石がそのまま流れ込んでまいりまして、水生動植物がそこで生活できなくなるわけでございます。そうすると、長い間のこの営みの中において育ってきたものが、急激な変化、いっぱい出てくるわけでございます。そういう海は、最後はすべてのものは水等によって、空気は別として。雨が降れば、山に降れば最後は海に流れていきますので、そういったことを十分に、今以上ですよ、やってないというがじゃない。やりゆう。やりゆうけど、どうも環境が何かおかしいなど。これは大方の人が認めておると思うんですが、何かおかしい。だからできるだけ人の手によってやったことは、人の手によって元の自然に近いような形に戻していただくということを、それが必要ではないかなと思っておるわけです。

それは課長がそういう方向での答弁いただきましたが、なかなかちょっと質問しにくいのですが。

次の4番ですね。地域森林計画において民有林、町有林、分収林、県森林整備公社、緑資源等の進ちょくを問うということで。

だから先ほど言いました、人の手によって行う、しかし人がやったんだけど、そこには町有林、町が責任を持ってやらなければならないこと。それで分収林。分収林にもいろいろございまして、町がやったこともあれば県がやったのもある。それから森林整備公社、それから緑資源等、こういう所もやっておりますので、その植えた後の管理が十分されているかいうところが問題です。

森林整備公社の場合はABC、何かDEかな。5つくらいランク分けして、もうあまり採算が取れんような所は手入れをせんというようなお話も聞き及んでおりますので。すると、植林の足元を見たときに、草木が全くない所も出てきます。これらを、当黒潮町も公社の会員になっておりますので。この地域森林計画というのは、地主とその協議をする必要がございまして。これらの法人が勝手に山の、勝手にするわけにはいきません。話し合いが必要でございまして。その話し合いをするようにしないと、せっかくお金を投じた山が、現在は大変安い状況になっておりますけれども、もし山の景気が良くなったときに、買ったたかれる心配が出てくる。併せて、災害が発生する、そういう恐れもございまして。

これを地域森林計画を策定するについて、十分な協議をしていただきたいわけですが。黒潮町としてはどの

ようにお考えですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではまず初めに、通告によりまして、カッコ4の地域森林計画における進ちょくを問うという所についてご説明致します。

この黒潮町森林整備計画におきましては、本年3月31日に、4月1日から平成39年3月31日までの10年間の計画をしているところでございます。この整備計画では伐採、造林、間伐、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項をうたっており、森林所有者から施行同意を得られた森林につきまして、5年前の森林経営計画を策定し、その整備を行っておるところでございます。

森林組合に残っているデータによりますと、これまで全体で5,140ヘクタールの保育間伐を行っております。その内訳は、民有林2,434ヘクタール、町有林283ヘクタール、町行造林197ヘクタール、公社造林1,975ヘクタール、公団造林251ヘクタール、国有林62ヘクタール。これは過去10年間のデータでございます。の下刈りを含めた保育間伐を行っております。これは人工林全体の73パーセントに当たります。

また、黒潮町になってから、いわゆる搬出間伐は全体で671ヘクタール。その内訳は、民有林84ヘクタール、町有林33ヘクタール、町行造林11ヘクタール、公社造林413ヘクタール、国有林130ヘクタール。これも10年間の実績でございます。

今後におきましては、現在町内で21カ所の森林経営計画を策定しており、平成33年度までに年間150ヘクタールの間伐を行っております。この森林整備計画の中には、先ほど質問のありました公社の整備計画も網羅しておりますが、今後も見直しの際にそうした関係機関の皆さんと協議しながら、経営計画の実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

次のカッコの5番ですね、答弁いただいたかも分かりませんが、防災対策からも間伐は重要であると考えますが、取り組みを問う。

その、まあ言いましたら本当小さい、この鉛筆のような木がたくさんあってまいますね、手入れが悪いと。間伐しないと。そして、その中には立ち枯れなんかもしてまいます。こないだ九州の山も、この前、研修で見させていただきました。手入れをしている所もあれば、悪い所もありました。で、山の崩落がどの程度、その木の間伐したとことしない所で違いが出るのかいうことは分かりませんが。私は、やはりもうちょっと間伐をやって根を広げないと、その山持ちが悪いと思っておりますので。この間伐は特に人間の責任によって、その山の状態を良くしていく必要があると思います。

いつ何時、我々の町に130ミリの雨が降るやも分かりませんので、それらを踏まえてこの間伐についてお答え願いたいと思います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ5、間伐は重要であるとの質問にお答え致します。

先ほどもお答えしましたように、森林は多様性保全、地球環境保全、土砂防止、土壌保全、水源涵養（かん

よう)、そして保健休養の場など、多くの多様な機能を有しております。間伐により、樹木の成長を促し、地球温暖化の原因となっておるCO₂の吸収や酸素の供給など、地球環境の保全機能を高めるとともに、水源涵養(かんよう)機能である土壌の貯水力による河川への水量を平準化し、洪水や土砂災害の防止となります。近年、記録的な豪雨による特定の個所に集中した雨水が要因で森林の有する土砂崩壊防止機能や土砂流出防止機能の限界を超えた山腹崩壊等が全国各地で発生し、今年の7月の九州北部豪雨による山地災害でも見られるように、山腹崩壊による放置間伐材や流木を含んだ土砂が流出し、被害を増大させております。適正な間伐は林内に適度な太陽光を取り入れ、下草や雑木の成長を促し、森林の荒廃を防ぎ、林地の保全につながります。

間伐の目安としては、植林後10年間程度は下刈りを行い、以後15年から50年間の間で保育間伐、除伐を含め5、6回静養を行います。50年以上で搬出間伐、そして、昔は60年の皆伐を考えておりましたが、現在は若干長寿命化し、80年を目として皆伐となっております。

平成28年度、本町で実施した保育間伐は63ヘクタール、搬出間伐の実績としては97ヘクタールで、原木生産量としては5,210立米となっております。

今後も関係者の皆さんと連携し、林業所得の向上のみならず、多面的な機能が発揮できるように、防災の観点からも間伐を推進していきたいと考えております。

議長(山崎正男君)

矢野君。

4番(矢野昭三君)

次へ移りますが。カッコ6、小型町営発電所を建設し、燃料として木材の活用を調査研究するか問う、という事で質問致します。

高知県においては、高知の仁井田、そして宿毛の有岡ですかね、工業団地に操業開始が27年3月と1月の分がございまして、年間送電量が4,300万キロワットと4,400万キロワットというものでございまして。じゃあこれをですね、チップが8万7,000トンと9万3,000トンというような資料があるわけです。ただ、これはなかなか、ここへ運ぶにしてもなかなかその燃料代として山の木を切っても採算はなかなか合にくい状態がございまして。で、先ほどの町が示した基準があるように、電力の消費が大変大きいわけですが。その燃料、電気をつくるための燃料が大変大きなものがあってですね。この山の木を活用して間伐したものを中心にして発電所を、この黒潮町の山の成長量に見合った黒潮町内、地産地消の考え方に立ってこの中でできないものかというように考えたわけでございます。

これは私が調べましたところ、この規模の半分くらい、現在ある県内にある規模の半分くらいなものであれば、黒潮町の生産量に合うものの中でできはしないかなというように思うんですが。ただ、実際それをするとなると、山の木を切る人とか、その木を切るための費用とかいろいろございまして、調べていかないといけないわけですが。この環境を改善していくことによって、少しでも改善することによって、その後の災害、防災につながることを加味すれば、そこそこの収支バランスは取れせんろかなという気も致しますが。まあ半分程度でやるにしても、なかなかのお金も掛かるということでございます。

それで、一番新しくできそうなのは来年ですか。内子町にもこのできそうでございますが。これもちょっと大きいか。いずれにしても、これ山の木をただ切っておくだけじゃなしに、切ってもお金が要る、それを搬出するにもお金が要る、売れない分は山へ残すという、なかなかもったいないことでございますので、これは一つの山だけという考えやなしに、防災も含めた行政運営を行うというようにできないものかなというように考えておりますので。初めてこういったことは投げ掛けておりますので、直ちにできるとかできないとかというようなお話でなしに、まあ検討するとかいうような話もろうたらうれしいわけですが。

といいますのは、新聞なんか見てもヨーロッパとか中国は、もう自動車も電気自動車にこう変わる、力入れるというような情報が流れておりますので、そういう温暖化に対する取り組みの中でも、黒潮町としてもどれくらいの、人口1万2,000人の町でどのほどのことができるか分かりませんが、少なくとも、幾らかでもこういう環境改善のために取り組めないかなど。

もう一つは、この山の立木価格というのがございまして。これは財団法人日本不動産研究所調べ。これは林野庁もこのデータ使っておりますので、一応参考までに。昭和40年を100として、全国平均ヒノキが山元立木価格で1万645円。現在、その一番新しい分かった資料で、それが6,284円となっております。1立米でね。ほんで、ずっと下がってきておるわけですね。諸物価はずっと上がってきて、多分10倍以上になってると思うんですが。そこで、山元のその労務単価ですね。40年を100とした場合、この手元の資料、平成20年しかございませんが、1,350。それくらい、13.5倍ぐらい。それ以上労務賃金も上がっておりますが。しかし、それで山の仕事の場合、雨が降ればできないし、それから土、土いまして、あるときに切ると、もう虫が食べまして用材にならないという、その時期が年間だいぶございまして。そういうことを考えると、山の労務単価もあんまり高くない中でみんな頑張っておるわけですが。

こういう活用の仕方を少し考えていけば何らかの改善につながるのではないかな、いくらかでもつながるかなということを考えておりますので、町としてひとつ前向きにお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、カッコ6、小型発電所の建設に関する質問にお答え致します。

木材を活用したバイオマス発電につきましては、現在、県内では高知市、須崎市、宿毛市の3カ所で大型木質バイオマス発電所が稼働しております。しかしながら、県内には小型、小規模の木質バイオマス発電所がないのが現状であります。

木質を燃料とする加温施設としては、薪、木質ペレット等導入したボイラーが、県内で275基運用されております。町内でも2基が導入されております。本町は地理的に宿毛市に隣接していることから、この宿毛にある大型木質バイオマス発電所への木材搬出を行っているところでございます。実績としましては、平成27年度は610トン、平成28年度が608トンとなっております。この宿毛のバイオマス発電所は平成27年1月に稼働し、その発電能力は一日当たり6,500キロワット、年間5,148万キロワットで、計画木材搬出量は3,000トンで、現在の発電量は計画の90パーセント、木材搬出量は3,000トンで計画どおりとなっております。これは一般木材と未利用材、間伐材を含めたものでございます。

今後、先に議員からありましたように、愛媛県に平成30年1月に木質バイオマス発電所が完成される運びとなっております。この施設と調達競争が予測されることから、計画どおりの発電がこの宿毛においてできるのかどうか心配されます。議員質問の小型バイオマス発電所が町内にあれば、地元の山林から出荷や森林整備の促進につながり、可能性は排除できませんが、一定の供給体制、木材の調達が継続されるか不透明であり、建設コストや運営費といったのも必要であり、現時点ではバイオマス発電所への出荷が現実ではなかろうかと思っております。

この件につきまして、小型バイオマス発電所につきまして四国電力の方に問い合わせをしております。で、現在の買い取り価格について1キロワット当たり13円から32円となっております。50キロワットを境に高圧電力と低圧電力で分かれますが、四国電力によりますと、高圧の場合、幡多地域での電線路の連結容量がなく

連結できない状態であります。連結を希望する場合には、それ相当の工事負担が掛かることとなります。また、50キロワット未満の低電圧は可能ということなのですが、これは現在国内でも少ない事例しかございませんで、しかもその機器材が4,000万から5,000万ということで非常に多額の経費が掛かるようになっております。

今後については研究はしていくつもりでございますが、先ほど答弁したように、現時点ではこの宿毛のバイオマス発電所への供給ができるようなスキーム、あるいは体制づくりについて検討するのが現実的な対応ではなかろうかと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

まあ宿毛へいってる分は、道路工事のときに山の木を切っていきますので、その切った木を運んでおのが中心じゃないかなと思っておるんですがね。山で木を切っても安過ぎて運賃に食われてしまってね、普通の経営では成り立たないということは分かっております。で、それもそうはいいながら、捨てるやつをお金に換えるとか電気に換えるとかいうことですので、それはそれで結構なことですが。向こうは向こう、こっちはこっちでやらないと、その電気事情いうものがいつ止まるやら分からない。はっきり言いまして。一番のここ田舎でございます。一番の田舎が一番困ったときにどう生きていくかということ、やはりそういうものがないと武器にならないと思うわけです。そういったこともあって質問したわけでございますが、少しずつでもいいから、そういったことを頭の隅に置いていただいて、これからも取り組んでいってほしいなというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

それからカッコ7番ですね。環境面から植林は雑木との混合とし、植栽本数を見直すか聞きます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ7、雑木との混合林に関する質問にお答えします。

承知のとおり、現在の植栽本数は多少地形や場所により差異はあるものの、標準的にはヘクタール当たり3,000本を基準としております。その間隔は約1.8メートルでございます。スギ、ヒノキの人工林はもとより、建築用材などとして植栽するのであり、その植栽本数の理由は弱齢期においてお互いの競争によって樹幹の発達を抑えながら、できるだけ真っすぐな木材を生産することにしております。

近年、林野庁がヘクタール当たり2,000本を標準とする低密度植栽への見直し動きを見せております。近畿中国森林管理局の試験結果によりますと、本数密度が低くなるにつれ強度が低下する傾向はあるものの、製品品質規格の下限の基準値などに特に優位性は見られないという結果が出ております。このことから、植栽本数の見直しは検討すべきとは考えておりますが、建築用材として植栽し成長する場合、本数が少ない低密度森林の場合、雑灌木の繁茂が著しいため、数年間の保育手入れ、特に下刈りやつる切りの作業が従来の本数に比べその手間が多くなり、その分作業員の体力的施工費等を考慮すると、木材価格の低迷もあり厳しいとは考えております。しかしながら、多様な森林整備の必要であることから、低密度の森林整備を実証的に行うことも一つであろうと考えます。同時に、樹齢の違う針葉樹の複層林整備、列状間伐した跡地に、例えばシキビヤサカキなどの他の樹木を植えるなどの混合林整備、林地の隙間空間を利用した林産物の環境づくりなど、多面的な森林についても研究していきたいと考えております。

今後におきましては、現状を把握しながら森林施業を計画的に推進する山林、山地を保全する山林、水源涵養（かんよう）等の機能の維持増進を図る森林、伐木時期を延ばす寿命化森林、針葉樹と広葉樹の混在林など、

自然環境や環境に配慮した森づくりも必要であると考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

今の答弁で、私はいいと。あと再質問はしませんので。分かりやすい答弁でありました。

それでは、2 番の運転免許証返納者の生活維持について、質問致します。

これは運転免許証返納者の生活維持に対する取り組みを問うでございます。

これは新聞報道によりますと、免許返納 75 歳以上 14 万件と。これは全国のことでございますが。高知県においても、どっかにありましたね。ただ高知県の場合は、その交通の便が悪いんだと。よって、その返納者が少ない要因になっておるということで。ただあんまり言いますと、返納しない人が何か立場が悪くなるような気がせんでもないですが。そうはいうても事故の率が多くなれば、やはり一定の言葉の投げ掛けみたいなものが必要な。そのときにしかし、行政としてじゃあその方の生活どう守るかということが必要になってくるわけですが。この点についてどのようにお考えでしょうか。

黒潮町運転免許証返納支援制度補助金交付要綱、これ 29 年 3 月 24 日に告示されております。これはこれで、そういった流れの延長にあるものであるというように考えておりますが。ただこの中に、免許を返納したら、何か手数料か何かお金を支払いますよと。これは補助金等というて書いちゃいますので、まあ補助金を支払いますよと。ただ、確かこれ 1,000 円とかいうように私聞いておったんですが。この中にあるかどうか。まあ 1,000 円頂いても、返納したときからもう車の運転免許できませんので、それでじゃあどんなふうな生活ができるのかということを考えるわけです。

私はね、この要綱の中に、返納した方に対する交通の便をこのような形で確保していきますよという文言があれば、私は大変素晴らしい要綱になったと思っております。

ここらあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは矢野議員ご質問の、運転免許証返納者の生活維持に対する取り組みを問うにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

黒潮町におきましては、議会の皆さまのご理解をいただきまして、平成 29 年度から四万十市と同様に、運転経歴証明書の発行手数料 1,000 円の助成を実施しているところでございます。

この運転経歴証明書を高齢者運転免許自主返納サポート企業に提示することによって、さまざまな企業からの特典が受けられるものでございます。この特典と致しましては、公共交通関係では、町内のタクシー事業者のつづきハイヤーさんには、運賃の 10 パーセントの割引を実施していただいているところでございます。

また、土佐くろしお鉄道さんの窪川から宿毛間の普通運賃や、高知西南交通さんが運行する、高速バスなどを除く路線バスの運賃がほぼ半額となるところでございます。

そして、昨年末から四万十交通さんにも運賃の割引に対するご検討をお願いしておりましたところ、今年の 7 月から、窪川佐賀間等のバスの運賃を 10 円未満は切り上げられますが、ほぼ半額にさせていただいたところでございます。

公共交通とは関係ありませんが、せっかくの機会でございますので、そのほかの企業の特典をご紹介させていただきたいと存じます。

まず、幡多信用金庫さんでは、運転経歴証明書の提示によって、幡多信用金庫さんの1年定期の通常の預金利息0.01パーセントが0.3パーセント上乘せされまして、0.31パーセントにさせていただけることとなっております。

そして、土佐佐賀温泉こぶしのさとさんとネスト・ウエストガーデン土佐さんにもご協力をいただきまして、共に通常の入浴料から100円割引をしていただけることとなっております。

5月に、九州の方で、アクセル操作を誤ったとみられる70代女性の車が病院に突っ込んで、10数人が負傷する事故が発生したとの報道がございました。運転免許証の返納によって、ご不便になったことに対して必ずしも十分な内容ではないかもしれませんが、運転にご不安のある方など、自主返納するかどうかを迷っておられます高齢者の方への決断の一助になればと考えているところでございます。

以上でございます。

(矢野議員から「答弁漏れじゃ。そういったことをこの中へ入れたらええことはないですか、いうことでどうですかという質問しちょうがじゃき、そのことについてどう思いますか」との発言あり)

失礼致しました。

補助金交付要綱でございます、今のは、議員のご質問になった補助金交付要綱でありますので、補助金の交付に対して申請とかいろんなことについての規定をさせていただいているところでございます。それに対しまして、今私の方で申し上げましたのは、1,000円の手数料を払って運転経歴証明書というのが警察署で交付されます。その運転経歴書を先ほど申しましたサポート企業、協力店に見せることによって、さまざまな特典が受けられるということでございます。そういった特典のことについて、補助金交付要綱に書くというのはちょっと疑問がございまして、そういったことも含めてご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君、再質問ございますか。

4番（矢野昭三君）

方法はあるんですね。これ、別紙とか参考資料でこれひっつけばいい。

先ほどこういう利点があるということをお答えいただいたけど、それここで聞いてね、全部覚えておれませんかよ。まして、一町民がこれ免許返納をせないかんような年齢に達した方が、10人が10人全部今言ったようなことを覚えて、私は果たしておれるでしょうかね。だからこれの下へ、欄外でもいいから、こういったことがありますよということを書き添えるのが、私は親切やと思うんです。そうするとこの要綱は大変素晴らしいものに出ると、こう思うわけです。で、できなければこの下へ別添えという格好でひっつけるのか、何も要綱そのものに規定する必要はないわけです。

住民がこれを見て、なるほどという、そういうことが大事なわけですので、その点もう一度、そういうことをする気があるかないかお答えください。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えを致します。

黒潮町運転免許証返納支援制度補助金交付要綱につきましては、住民の方にお配りをしておりません。住民の方にお配りをしていまして、このような運転免許証支援制度というチラシを4月の広報のときに一緒にお配りさせていただきまして、このチラシの裏面にその他の支援という形で、先ほど申し上げたものの一部、ま

だ4月の時点では先ほど申し上げたものが全部入ってなかった場合もありましてそれは入っておりませんが、そういったことが書かれておるところでございます。

そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

12時になりましたので、矢野議員よければ午後をしたいと思いますが、よろしいですか。

（矢野議員から「はい」との発言あり）

皆さん、よろしいですか。

この際、1時半まで休憩します。

休 憩 12時 01分

再 開 13時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（山崎正男君）

一般質問を続けます。

質問者、矢野昭三君。

4番（矢野昭三君）

それでは3番、国民健康保険の見通しについて。

国保の医療費をどのように分析しているか。また、保険料の見通しを問う。

これは、必要な、体が具合が悪ければお医者さんへ行って、体を健康なものにさせていただくという、これ大変なことであるので、そのことをどうこう言ってるわけではございませんが。

国保、県内統合が目の前に来ておりますね。過日の新聞を見ても、一人当たりの医療費がばらつきいいですか、60万を超える所もあれば、30何万ですかね、少ないと思われる所は34万ぐらいですか。当町については39万2,294円となっております。

こういう違いですね、結局、国保料金に跳ね返るわけでございますので。この医療費についてどのように分析されておるのか、伺います。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、矢野昭三議員の3番、国民健康保険の見通しについての国保の医療費をどのように分析しているかについてお答え致します。

まず、議員ご質問の医療費の分析につきまして、国保会計における医療費の支出につきまして、入院と外来を合わせると生活習慣病の医療費が高い傾向にございます。人工透析ありの慢性腎不全が医療費の1位を占めており、高血圧症、糖尿病と続いております。

近年、脳血管疾患や心疾患など、生活習慣病の合併症である医療費も増加しております。健診を受けてない、医療機関にかかっていないという方が重症化したケースもあるため、特定健診の重要性を理解いただき、特定健診の受診につながるよう努めていきたいと思っております。

また、死因では、がんが半数を占めておりまして、がんの医療費の合計が全体の4分の1を占めることから、がんについても早期発見、早期治療が重要だと考えております。

生活習慣病もがんもできるだけ早期に対応することが重要なため、特定健診とがん検診の受診をしていただくよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それではですね、特定健診のその受診率と、特定検診をしたことによって、先ほど言った重い病気の発見ですね、それがどうなってるのか。資料があれば答えていただきたいですが。

それと、何か連絡が少しドックの検診結果から言うと、特定健診の結果の通知が遅いように思います。そこからあたりを、例えばどういふか、進行性が早い病気、重たい病気がある場合、それは時間との競争になる場合がございますので、そこは早くする必要があるように思うんですね。で、せっかくやる健診ですので、ここらあたりをもう少しスピードアップできないのか。

それと、受診率を上げるための今後どういうやり方をすれば、もう少し受診率が良くなるのか。

その点についてお聞きます。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

まず、特定検診の受診率でございますが、平成 25 年度が 36.5 パーセント、そして平成 26 年度が 40.9 パーセント、平成 27 年度が 43.3 パーセント、平成 28 年度が 41.7 パーセントでございます。

この受診率と病気の早期発見について相関関係はあるのかということでございますが、そのところまではまだ結果として分析ができておりません。ただし、先ほども申しましたように、入院と外来を合わせると、生活習慣病の医療費で、人工透析ありの慢性腎不全が一番でございます。これにつきまして、特定健診を踏まえ、生活習慣病の皆さんに特定保健指導を勧めております。そのことも影響しておるのかと思いますけども、人工透析ありの慢性腎不全の患者数が減少傾向にございます。具体的には、平成 26 年の 4 月では 18 名でございました。平成 28 年には、それが 14 名に減少をしております。

そして特定健診の結果についての、もっとスピードアップを図れないかということでございますが、こちらにつきましては総合保険協会の方とも協議をして、もう少しスピードアップが図れないか検討してまいりたいと思います。

なお、がんなどの検診などにつきましては、すぐレントゲンとかそういうものが届きましたら、その対象者の方にお返しして、病院にかかるような指導を保健師の方で随時行っておりまして、時間はかけておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

じゃあ次へ行きます。一次産業の振興について。

このわが黒潮町、一次産業が一番、私は振るって頑張っていたかかないと困るわけです。ほかの産業もございますけれども、ここは一次産業についての質問でございますので、そのようにお聞きいただきたいと思ます。

何年前でしたかね、旧大方町農業取扱高 33 億。そのときの佐賀が 10 億。で、43 億ぐらいトータルであったわけですが。最近の資料によりますと、黒潮町分で、大方分で 16 億ぐらいですか。それから、佐賀分で 4 億から 5 億ぐらいですかね。だいぶ、そういう販売高が落ちております。それは経営者が減少するとかいうことが一番の原因かなと思うんですが。その経営者がなせ少なくなるかという、苦勞する割には収入が思うように伸びないということが原因ではないかなと思うわけです。そこで、わが町のこの農業の振興を図るために、新作目の導入を問うわけです。

今ある作目も大事に、当然していかなければなりません。その上で、やはりまたこれに取り組んでみようかというような意欲が持てる作目の導入が必要であると考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは矢野議員の、農業の振興を図るために新作目の導入のご質問についてお答えを致します。

近年における黒潮町の基幹品目であるキュウリの販売実績を JA への出荷で見ますと、平成 22 年度が 4 億 4,264 万円で、平成 27 年度は 4 億 9,724 万円となっており、この 5 年間で 5,460 万円の増加となっています。しかし、ブナシメジでは 5 年間で 1,610 万円、花卉（かき）類では 5 年間で 6,472 万円が減額しております。黒潮町全体の農産物販売実績を JA 出荷で見ますと、平成 22 年度が 24 億 5,011 万円で平成 27 年度は 23 億 2,840 万円となっており、1 億 2,171 万円の減額となっております。

農林業センサスのデータでは、平成 17 年に 251 戸あった専業農家が、平成 27 年では 200 戸で 51 戸、20 パーセントの減少となっております。この減少率がそのまま続くと、10 年後には 40 戸減少し、160 戸になることが考えられ、農家数の減少が進むことで町の産業規模が縮小し農業の衰退が危惧（きぐ）されます。

産業規模を縮小させず維持、振興していくためには、新たな担い手づくりと農業所得の向上が必要不可欠との認識の下で、現在もさまざまな施策に、関係機関が一体となり取り組んでいるところでございます。担い手を増やし、所得向上を図るための手法として、町内でまだ普及していない新たな作目の導入を行うことは、とても重要な施策の一つであると考えております。

新たな品目を決定し導入するには、現在の町内農業における生産状況の把握はもちろんのこと、地域的条件に合致することや他産地との競合、また、将来性等を比較検討しながら導入する必要があります。

町としては、これらを検討した結果、新たな品目、施設レモンの栽培を町内に普及させていきたいと考えております。

施設レモン栽培のメリットの一つとして、ほかの施設園芸品目に比べて肥培管理の時期には比較的労働力が掛からず、主な作業である収穫作業は 7 月から 9 月で、他の施設園芸と組み合わせての経営がしやすいこと。また、施設レモンは他産地の露地レモンと出荷時期に違いがあり、比較的高く取引をされているということです。

例えば、これまで施設キュウリ栽培のみだった農家が新たに施設レモン栽培を行うことで、施設キュウリ栽培を行わない 7 月から 9 月に新たな収入を得ることができ、さらなる農業所得の向上を図ることが出来ます。

施設レモン栽培に係る、技術指導ならびに支援体制等についての計画づくりを現在進めており、具体的な支援内容を来年度の予算要求に計上していきたいと考えております。町内では既に 2 戸の農家により施設レモン栽培が行われていますが、将来的には、施設レモンによる産地化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

前向きに取り組んでいただいておりますので、これはこれで了解致しました。

次に、カッコ 2 の活餌事業は港の活用、水揚雇用など、さまざまな効果があると考えていますが、現状と将来見通しを問います。

本事業につきましては、この資料によりましたら 22 年の 1 月 16 日というのは、これは新聞に載ったその日のことですので、21 年度から具体的に動き出したといことですので。当時の新聞を見ても、なかなか水揚大幅アップ期待とか、その別の日の記事はカツオ水揚増加と、町全体の活性化へ期待とか、大型カツオ船入港倍増。そういった記事が見られるわけですので。

そこで、先の県議会の水産振興部長さん答弁を見ても、一定の区切りはついたというような、これは下村議員の質問に対する答弁でございますが。

実際関係する方々からお話を伺いますと、こういう組織運営をする上で、誰でもできるような状況ではないように思いました。それは長年のカツオ漁業をやった経験の上で、蓄養のする時期とか、大きさ、取引、餌会社とのお話。そういったものを総合的に考えながら組織運営をしていくということですので、そういったことを考えますと、これからのこの活餌事業をすることによって、地域経済への影響、大きなものがあると思います。

町も頑張っこれについては予算もつけていただいておりますが。これからも、将来的にはもっと強く、そして、佐賀へ来ればいつでも餌があるぞと。しかも、その餌はなかなか成績がええ、船へ積んでも死なん。そういったような評価をいただく必要も併せてないと、これからの継続する上では必要でございますので、何とかそういった組織を強化していく。

で、現在頑張っいただいております方も年々年はいくわけですので、将来を見越してこの組織強化に取り組んでいただきたいわけですが。

町はこの事業を、見通しをどのようにお考えでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告により、カッコ 2 の活餌の関係についてのご質問にお答えします。

承知のとおり、カツオ一本釣り漁業には活餌としてのイワシは欠かせないものであります。水揚の際、同時に活餌の補給がなければ次の漁にすぐに向かうことができないことから、活餌が供給できない漁港は水揚地としては選ばれることはほぼありません。そのため、当町としましても水揚促進のために活餌の供給に支援を行っておりまして、既に事業展開されていた民間業者や高知県漁協佐賀統括支所とともに、平成 26 年度から黒潮町活餌供給機能強化対策協議会を組織し、活餌供給事業を運営してきたところであります。

平成 29 年度からは、高知県による補助金のサポートはなくなったものの、引き続き関係者と連携し運営を行っているところでございます。今年度は、春先は民間による活餌事業が行われたため、協議会による活餌の運営は行っておりませんが、今月の末には協議会において秋の運営方針を決定し、カツオの水揚向上に努めていきたいと考えております。

活餌供給事業が実施されることで、蓄養を行うための人員が雇用されたり、水揚を行ったり、カツオ船の船員が町内で消費を行ったりするなど、さまざまな経済効果が見込まれます。このような効果を踏まえ、安定的

な活餌供給のため関係者の皆さんと協議を行い、継続した取り組みをしていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

分かりました。

次のカッコ 3 番、魚礁、投石事業の取り組みを問います。

これはずっと前から先輩議員もこの場で発言されておりましたし、私も投石魚礁については何度か発言したことがございます。この前に、高知県漁協さんの方だったと思うんですが、これ魚礁を設置していただきたいというような組織内合意ができ、それで県に対して、確か要望したとか陳情したとかというようなことがあったように思ってるんですが。

漁業となると、やはり水面の中でおるいう魚介類等を取ることによって成り立っておる業でございますので、その海の中におるものをいかに増やすか、大きく育てるか、そういうことが必要でございます。大体聞きよりましたら、その B/C（ビーバイシー）が何だかんだというお話伺いますけど。ここに人がいるんですから、人間が。やはりそういう生きるために困った状態のときは、行政が、私は積極的に予算組んでいただく必要があるんじゃないかと思えます。で、補助金は差し引いて、国費が何かあるとそういう話が出るようでございますので、私はその国費を差し引いて B/C（ビーバイシー）をはじくべきではないかなという考え方もあって、特にそれを訴えるわけなんです。それは一つの考え方でございますので、お前がそがなこと言うたち国は認めんぞ言やあ、そうかも分かりませんが。じゃあそれに代わる、代わって何に頼って生活をしていくのかという部分がございますので。

この投石については過日、予算書の中でも一応お聞きしました。ちょうど私の方のこの通告が予算書もらうより先やったかな。ちょっとそのへんの前後がございまして。町としての取り組みを、これまで漁民に対してお答え願いたいと思えます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ 3 の魚礁投石事業の取り組みについてお答え致します。

まず初めに、沈設魚礁や投石による築磯などの取り組みは、海の漁場を整備することで、例えば高齢者にも就業可能な、比較的安かつ効率的な漁業が可能というメリットがあります。漁業者からも要望が現在もあっております。

これまでの経過を振り返ってみますと、旧佐賀町、旧大方町で今まで私たちが持っているデータでは、コンクリート礁 4,628 個、事業費にしまして 24 億 3,000 万。そして、投石につきましては 10 万 5,300 立米、事業費 7 億 1,000 万を投下をしております。

近年、高知県では沈設型魚礁による漁場の整備や費用対効果が明らかでないということから、平成 16 年度以降、魚礁を設置する事業は実施されておませんが、高齢化が進み振興施策の実施が緊急の課題となっていることを踏まえ、今回補正で提案していただいておりますが、鉄鋼スラグによる水和固定製人工石材というものを活用した伊勢エビ魚礁の造成について、費用対効果を検証するための事業を今年度実施させていただきたいと考えております。

製鉄メーカーとも連携し、鉄鋼スラグを原料とするスラグ水和体人工石材の魚礁を造成することによって、天然石を用いた既存の魚礁よりも高い費用対効果をもって事業が実施できることを期待しております。

この結果を踏まえて、今後の魚礁、投石事業について、あらためて検討してまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

それでは5 番の防災対策について質問致します。

避難所等用地、仮設住宅については、同僚議員が午前中質問し答弁をいただいておりますので、これは省略させていただきます。

食料、水、薬など、急ぎ確保するか問うというものです。

実は、今まで私ずっと自然災害のことが頭の中に多く占めておりました。防災については、

ただ今朝も、多分皆さんご承知のように、テレビが画面が急に切り替わりまして、何か北の方が北海道の方向けて、ロケットいうんですかね、飛ばしたと。こういうことが頻繁にありますとね、人間のことですからね、その気はなくともね、燃料タンクが破れるとか、入れたつもりが、飛び越えていくつもりが燃料が半分も入っちょらったとか、うっかりミスか何か分からんけど、それは当然考えられることですよね。途中で何かの不具合が生じてくるいう。それが北へ飛ばすつもりが、この前言いよった分には、どっかグアムに飛ばす言いよったが最近北へ飛ばしようき、グアムを狙うたもんがあれほどへちへ行くということは、それは技術的に劣っているかなということも考えられるわけですが。そういったことは予測で分からんことですが、どっかにおったら避難せよと。この前は、ビルの下とか地下へ潜れとかいうようなことも流しておりましたが。これはもう大変困った問題でございまして。そういったことが、予期せぬうちにこの上で事故でも起こされたら困るわけですね。

いつ何があるやら分からん時代になってきましたので、それらを含めてですね、私はこの食料、水、薬、こういったものは急いで備蓄とかそういうことに取り組む必要があると思うわけです。薬なんかはお医者さんがいないと勝手に飲めないか、あるいは注射を打てないとかいうこともあるようですが。それはそれとしてですね、こういうものを備蓄計画はどうであるのか。備蓄計画に対して充足率はどうであるのか。不足する分があれば、それはいつまでに補充、充足していくのか。そういうことを私は急いで取り組んでいただきたい。

特に今朝、出掛けのそのテレビのニュースがございましたので、それを何とか、少しでも心配が減るような形で取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の一般質問 5、防災対策について。避難所等用地、仮設住宅、食料、水、薬等、急ぎ確保するか問うのご質問にお答え致します。

先ほど矢野議員申されましたように、避難所用地、仮設住宅等に関しては、ここでの答弁は割愛させていただきます。

まず、食料、水に関してでございますけれども、備蓄計画により順次整備を実施しているところであります。本年度の備蓄により、避難者に関しては町の人口1万2,000人と想定し、備蓄計画数量1人1日分が確保されるということで、今年度により備蓄計画の数量に関しては確保されるという状況になっております。

薬等につきましては、黒潮町災害医療救護計画により、災害後直ちに医療救護活動を開始できるよう日ごろから医療救護所に配置する設備等を確保することとしていますので、医療用機器や応急処置用医薬品等、必要となるものを一定量確保していくよう検討を進めているところでございます。

あと、先ほど言われました備蓄に関しての考え方ですけども、黒潮町の避難者を最大、町民全員が避難するという想定をしております。その人口にかんしては、平成24年3月31日現在の1万2,307人といたるところを基礎としております。それにより、飲料水におきましては一人当たりの必要量3リッター、食料にかんしては一日3食をめどとして備蓄をしており、先ほど申しましたように、今年度によりその備蓄が完了する計画となっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

最後に移らせてもらいます。

カッコの2番です。避難所等に木材を燃料とする発電機を開発し設置するかを問います。

これは避難場所に、震度7が来れば、そして津波が来れば、電気は我々の地域はずたずたになってしまうということは、多分ほとんどの人がご理解しちゅうはずです。そのときに、やっぱり電源がないと困るわけです。ほかにも、ないと困るがはたくさんございますが。

午前中にも発言させていただいたように、この山には木がたくさんございますので、そういった木を活用して、その小さな発電機です。小さな。自動車のバッテリーを充電できるくらいなものでいいかなと思うんですけど、それは避難所です。そういうものを作って、それは開発し、黒潮町の産業としてもし回せるものなら、ここに雇用吸収もできせんろかと。あんまり深くはよう考えてないですけども、一つの考え方、ヒントとして発言しております。

それと、あんまり環境環境ということで私も言いましたけど、資料によりますと、また今度15年ぐらい後にはミニ氷河期が来らあせんろかというようなことを言ってるものもありますし、自然のことは何が何やらよう分かりませんことがあります。

それで、あんまり深刻に考えることもないと思うんですけど。私たちが本当のことがなかなか分かりにくいところにおりますので、ここ、目の前の2年先、3年先ぐらいしかよう考えられないわけですが。

時間が来ましたので、発言の途中ですが終わります。

よろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の一般質問、避難所に木材を燃料とする発電機を開発し設置するかを問うのご質問にお答え致します。

私の方では、ちょっと防災面の方からお答えをさせていただきたいと思います。

現在、災害時の非常用電源として、各避難所へガスを燃料とした発電機の整備を進めております。また、自主防災組織へは、地域防災対策総合補助金交付の中でガスやガソリンを燃料としたポータブル発電機が、地区ごとに整備されている状況でございます。

各避難所への発電機は、計画して出た数量について本年度配備が完了することから、来年度の発電機の設置計画はございません。

木材燃料発電機の開発、設置については、環境面、木材活用に対する有効性は十分に理解するところでございますけども、開発を含めるとある一定の費用を要することも考えられることから、その他防災対策との優先

度を考慮すると、町としての開発、設置は困難であると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

時間がまいりましたので、これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、2時20分まで休憩します。

休 憩 14時 08分

再 開 14時 20分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

私は3問について質問をさせていただきます。

先ほど矢野議員の質問と結構重複するところがありますが、その点もひとつよろしくお願いを致します。

まず初めに、1番目と致しまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについてでございます。

3月定例会の一般質問において、地方創生総合戦略、これは平成27年から平成31年の5年間を策定されておりますが、ちょうど今年度、平成29年度が折り返しの年になることから、当初予算編成における重点施策や目標数、数値達成への意気込みを質問致しました。その後、6月の全体議員協議会において、この総合戦略を実効性のある施策を実現するために、毎年度の各施策の取り組み状況を客観的に点検、検証して、必要に応じた目標や施策の見直し案が提出をされたところであります。

この2年間の取り組みの総括と見直しに至った経緯について、まず初めにお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

北岸参事。

町参事（北岸英敏君）

それでは、ご質問のありました地方創生総合戦略に基づく取り組みの総括とその見直しについてお答えさせていただきます。

本町におきましても、国や県、他の市町村と同じくまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少問題をはじめとする本町が有する諸課題の解決に取り組んでいるところです。

議員のご指摘の各施策の点検と検証の結果につきましては、先ほど少し触れていただきましたけれども、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランとして、本年7月1日付で公表させていただきました。その中から一例を挙げさせていただきますと、例えばスポーツ活用による観光振興につきましては、戦略策定当初、平成31年度に延べ1万泊を見込んでおりましたところ、予想を上回る集客を達成しており、平成31年度の目標を延べ1万3,500泊に情報修正したところです。

他方で、林業の振興におきましては、目標として掲げております新規林業従事者数、こちらにつきましては平成27年度、28年度ともに実績ゼロとなっております、非常に厳しい状況にあるという状況でございます。これらを踏まえまして、平成29年度以降の取り組みについては見直しが必要と評価しております。

総合戦略を着実に前に進めるためには、現在講じている各種施策について事業や制度を企画立案し、それを実施すれば終わりとしてしまうのではなく、議員からご指摘のありましたとおり、しっかりと点検検証し、より効果の高い施策にブラッシュアップしていくPDCAサイクルを回していくことが重要と考えております。ご質問のありました今回の見直しに至った経緯としましては、このPDCAサイクルという各プラン、DO（ドゥー）、

チェック、アクションのうち、チェックからアクションに至る部分を強化していこうと、そういう趣旨から、このアクションプランの策定と各種施策の見直しを行ったものであります。

地方創生という取り組みは将来の人口に焦点を当てたものであり、2060年に6,800人程度の町人口を確保という目標を目指すものです。お尋ねのありました取り組みの全体の総括つきましては、このスタート2年間で取り組み全体を総括するのは少し難しいかなと感じておるところでございます。だからといって、何も見直しをしなくてもいいというものではありません。先ほど例として挙げさせていただいたように、施策ごと、事業ごとに成果に着目しながらしっかりと進ちよくを管理し、必要に応じて事業の見直し、あるいは新たな施策の事業の積み上げを図っていかなければなりません。そうした普段の見直しによる息の長い取り組みがあつてこそ、将来の人口減少問題の解決につながるものと考えております。引き続き、創生総合戦略達成に向けてしっかりとPDCAサイクルを回しながら取り組んでまいります。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、北岸参事の方から総論的な見直しについての報告がされたわけですが、私もそのとおりだと思います。本当にこれから先、目標達成の部分もあるし、なかなか厳しいものもありますが、そういうことをしっかりと見直して、進ちよく状況を今後どういうふうに進めていくのか、この黒潮の振興策として綿密な計画に当たって総合的に進めていただきたいと、そのように思っております。

今回、私の方の質問としましては、就業支援ならびに担い手づくりについて絞った質問をさせていただきます。

私が町会議員に立候補した際のスローガンは、黒潮町の未来づくり、まち・ひと・しごとづくりということをご提案致しました。本町の総合戦略は、これからの黒潮の振興策の根幹として私自身大いに期待をし、また、感心も持っているところであります。そういうこともありまして、今回は黒潮の第一次産業の振興、農業、林業、水産業における就業支援ならびに担い手づくりについて具体的にお聞き致しますので、その点よろしくお願いを致します。

まず初めに、カッコ2の農業分野についてお聞きを致します。

当初の計画では、平成31年までに15人以上の就業者を目指していたものが、既に平成28年度までに9人、そして平成29年から31年度までに各7人の目標として、全体で30人となっています。平成29年度の7人については確実性のあるものと推測するとしても、当初の目標の15人以上は既に達成する勢いとなっています。これは、町における研修生制度の導入をはじめとして、農協、農業公社、指導的立場にある農家の方々としてしっかりと協力体制が構築されていることと、新規就農者の一定の農産物の生産性や土地所得保障の確立等ができてきたことの証ではないかと、私は思っています。

この方向性が良い影響を生んでいるところでありますが、このことに対して町の見解と今後の取り組みについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは中島議員の、農業分野での就業支援ならびに担い手づくりにおける町の見解と今後の取り組みのご質問についてお答えを致します。

黒潮町の農業の現状につきましては、農家の高齢化や農業従事者の減少により、産地をどのように維持して

いくのかが課題となっています。その課題の解決を図るためには、新たな担い手となる新規就農者を増やしていく取り組みが重要と考えております。

本町としましては、平成 22 年度から県の補助事業を活用した新規就農推進事業により、町内の篤農家および黒潮町農業公社に受け入れ先となっただき、施設園芸農家を中心とした新規就農者の育成を積極的に進めているところです。研修を終了した研修生の中には、既に地域の担い手の中心となって、農業経営を行っている農家の方もおられます。

総合戦略が策定されてからの実績としましては、平成 27 年度と 28 年度で合計 9 名が新たに町内で就農しており、そのうち 6 名がこの研修事業を活用しております。今年度においても 3 名の研修生の受け入れ先が決定し、9 月から篤農家および黒潮町農業公社にて、研修をスタートしています。

このとおり、町として就業支援を通じた担い手づくりに関しての一定の成果は出てきていると考えておりますが、さらなる農業振興を図るべく、研修の受け入れ先となる町内の篤農家の確保および黒潮町農業公社の体制整備に努める必要があると判断しております。

これからの取り組みとして、まず、黒潮町農業公社の体制の充実を図っていききたいと考えております。具体的には、黒潮町農業公社を複合経営拠点化し、研修指導員の増員による研修体制の充実、研修先となる中古ハウス等の中間保有の推進、新規就農者への農業機械等の貸し出し等を進めていききたいと考えております。

今後、平成 30 年度に向けて、研修指導員の増員を図れるよう黒潮町農業公社と連携していくとともに、新たな研修場所となる研修ハウスの増設を来年度の予算要求に計上していききたいと考えております。また、新規就農者のための農地や中古ハウス等の確保についても、これまで以上に関係機関が連携し、しっかりと新規就農をサポートしてまいります。

そのほか、農家子弟の親元就農を推進する親元就農応援区分や、就農初期の経営不安定な時期を支援する農業次世代人材投資事業、施設整備に対する支援である園芸用ハウス整備事業等、引き続き取り組むことで、創生総合戦略に掲げる目標達成に向け、新規農業従事者の確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ちょっとすみません。質問が後先になりましたが。

その平成 28 年度までの 9 人の就業者の方。これをすみませんが、年代層別に、10 代が何人、20 代が何人ということと。

それから、事業種別にちょっと、そのニラの栽培とかキュウリの栽培とか、そのへん分かればひとつお願い致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答え致します。

まず年齢層でございますが、就農時の年齢層ということで回答させていただきます。

まず、9 名うち 20 代が 2 名、それから 30 代が 6 名、それから 50 代が 1 名でございます。

あと、作物別でございますが、施設野菜、キュウリ等が主になるんですけど、が 6 名。それから路地野菜が 3 名ということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今も報告がありましたように、大変若い方がこの農業に新しく従事されているということで、私もこのことに期待をしているところでございます。本当に幅広いいろんな部分で、研修にしても活動にしてもあるわけですが、町を中心にして関係機関と協力体制の下、目標達成以上の成果を期待致しまして、この農業分野についてのご質問は終わります。

それでは、カッコ3の林業分野についてお聞きを致します。

林業分野については、当初の新規従事者については平成31年度までに10人以上と計画していたものが、平成27、28年度は該当者なし。これは今、参事の方からもありましたけれども。平成29年度は2人の従事者を見込み、同じく30年、31年度も各2人として、全体で6人の新規従事者の確保へと見直しがされております。黒潮町全体を見ても、専門的林業従事者はいない状況の中で、林業振興および従事者確保の問題は並大抵のことではないことも認識をしています。

これからは幡東森林組合と共有の課題として専門的な知識を習得しながら林業振興に取り組み、どのように発展させていくのか。また、短期的な効果を求めるのではなく、しっかりとした長期的な判断の上での全体計画を示して、そこに財政支援をしていく必要もあるのではないかとと思うところです。

この2年間の取り組みにおける見解と、これからの取り組みについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、カッコ3の林業分野での見解と今後の取り組みについての質問にお答えします。

平成27年度に策定しました総合戦略では、担い手づくりの中で大きな項目として、1つ目には、木質バイオマスの有効活用を図るため、伐採木材を薪にして新たな販売事業の展開を図ること。2つ目として、林業後継者の育成および新規就業者の確保を図り、緑の雇用事業の研修場所の提供や就業後定着につなげる事業に対して支援する仕組みづくりを行うとしておりまして、平成31年度までに新規林業従事者10人以上と目標を定めています。

町内には現在、林業事業体が幡東森林組合の一組織しかなく、森林組合の支援を強化することが就業支援にらびに担い手づくりへとつながるものと考え、継続しているところでございます。

この2年間の経過としまして、伐採木材を活用した薪の販売事業においては、平成26年度より県外の民間企業がふるさと納税を活用した事業を開始しており、平成27年度その実績は240箱、9.6立米。平成27年度は490箱、19.6立米の出荷となっております。これに伴う新規就業雇用者としては、平成28年度にパートではありますが、町内から2名の方が雇用されております。ただ、この薪事業は直接の森林管理にかかわる従事者ではございませんから、新規就業者としてのカウントはしておりません。

町として想定する新規林業従事者としましては幡東森林組合作業員を含むでございますが、平成29年度に緑の雇用事業を活用し1名、その他の分野で2名の雇用を確保することができております。また、自伐林家として、平成29年度より町外から1名の方が移住され、林業に従事する予定となっております。

就業支援ならびに担い手づくりについては、これまで町内での呼び掛けと県林業学校やおよび幡多管内の高校への募集などを行ってききましたが、現時点では、この総合戦略で掲げる平成31年度まで10人以上の新規従

業者の確保が大変厳しい状況となっております。

このような経過を踏まえ、今後におきましては、確保のために支援制度の見直しや拡充、そして積極的に県外移住者フェアなどに呼び掛け、関係機関や関係課との連携を図りながら目標の達成に向けて取り組みを強化していきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

私の方もなかなか目標達成が困難な状況は理解をしているところですが。

少し方向を変えた質問になりますが、今朝ほどの質問にもありましたように、7月5日に発生した九州北部の記録的豪雨では新聞やテレビなどで報道されたように、福岡、大分県両県で、豪雨による河川の氾濫で多大な被害が発生したところであります。この河川のはんらん状況を見たときに、土砂の崩落によって人工林のスギなどが河川に流出し、ダムや橋梁（きょうりょう）などに集積したことで河川水域が高くなり、甚大な被害が発生致しました。大分県の日田市は、皆さんご存じ知のように日田杉で非常に有名な所であり、林業振興には結構力を入れている町でございます。山林は人工林におおむね覆われていることから、この災害の状況を見たときに、計画的に地道に植林の手入れを一環した管理の下で行うことの重要性を痛感したところであります。

立木による被害発生は全国的な問題となっているわけですが、要因としては、一般的には林業従事者の減少や安価な輸入材による林業の弱体化によって、戦後に植林されたスギ、ヒノキなどの手入れ不足で山が荒れていることが要因といわれていますが、このことを教訓として、山を守る意識を高めていかなければなりません。置かれている立場は私たちの町でも同じでありますので、林業が衰退していけば必然的に災害の発生率は高くなっていくことが予測をされます。

防災対策の一環としても、林業従事者、技術者をいかに育成していくのか。自然災害の対策面からも積極的に取り組む時期に来ているのではないかと思うところではありますが、このことについて町の考え方をお聞き致します。これは雇用の確保という意味での質問ですので、その点、よろしく願いを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは私の方から、林業の従事者の確保という観点から林業を推進すべきという質問がございましたが。

今朝の答弁にありましたように、非常に間伐という施行は多年にわたりまして、非常に計画的に実施しなくてはなりません。特に間伐をすることによって林地に隙間をつくり、そしてその根がはびこりながら地盤を強固にしていくと。そしてそこに下草を作ることによって、表面水が洗い流されないというような土砂防止観点から非常に大事であります。しかしながらその間伐材、あるいはそこで生産される木材が非常に価格面において非常に厳しいという状況がございます。そのために現在、事業体である森林組合では過去さまざまな作業路、小さな、2メートルないし1.5メートル作業路。そして、3メートル前後の作業道。そして今回は、今後基幹となる林道をつくりながら大型のダンプがそこに乗り入れて、いわゆる作業コストを下げた林業生産力をアップするという計画を立てて現在、今後進めていきたいと思っております。

一定の間伐の従事者、林業従事者がいないということで大変苦勞はしておりますけれども、先ほど言いましたように、これは自然相手、そして地道な取り組みの中から林業従事者を確保するしかないと思っておりますので、これからも関係機関と連携しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

ぜひそういう方向性を見出した取り組みをお願いしたいと思います。

ここでまた古い話で大変申し訳ありませんが、佐賀町の時代にですね、ちょうど今から 20 数年前と記憶しているのですが、平成 8 年ごろだったと思うんですが。町単独で間伐促進を図るために、新たな事業として、佐賀町元気な森づくり事業を設けておりました。これはなかなか、当時の町長は画期的なことをしたなという、自分もこう思ったことですが。そのときに山林所有者が自分の山林を管理、間伐することによって町から補助金が交付されるもので、1ヘクタール当たり 10 万円。一反で 1 万円になるわけですね。限度が 1 人当たり 4ヘクタールで 40 万円だったと思うんです。それが 4 年ぐらい継続された事業だったと思います。こういうふうには、何らかの形で働く場を少しでもつくっていかないと、やっぱりこういう問題は解消しないと思うんですね。先ほどもありましたように、中山地域における森林を守るために自らが自分の山の伐採や搬出出荷をすることによる、自伐型林業への推進。これは佐川町なんかがやっておりますが。やっぱりこういう新しいことを見出してこそ、仕事の場も広がり、その従事者も、時間はかかるけども、そういうことの積み上げで成果というものが見えてくるのではないかというような考え方もできるわけです。私どもの質問については財源の要ることばかりかも分かりませんが、やはり振興策の一環はどうしても財源を求めるものでございますので、その点はそういう部分で理解をいただいて、今後幅広い、そういうところにも目を向けた取り組みを、林業についてはお願いをしたいと思います。

それでは続いて、カッコ 4 の水産業の分野についてお聞きを致します。

平成 31 年度までに新規漁業従事者を 6 人以上としていたものが、平成 27 年度 1 人、平成 28 年度 6 人、平成 29 年度 2 人、平成 30 年、31 年度、各 1 人と見込み、全体で 11 人の計画に見直されています。そして、平成 27、28 年度の実績は 7 人となっており、既に当初計画の 6 人以上は達成をされていますが、まず初めに、平成 27、28 年度の漁業従事者 7 人の内訳についてお聞きを致します。

議長 (山崎正男君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告に基づきまして、カッコ 4 の水産分野における町の見解と今後の取り組みについての質問にお答えします。

27 年度に策定しました総合戦略では、水産業の施策として就業支援および担い手づくりについては、新規就業時における初期費用の軽減負担、定置網漁業への新規就業支援を掲げております。これまでのところ、平成 27 年度は 1 名、平成 28 年度は 6 名が、新たに漁業従事者として就業しており、さらに今年度も、現時点で 2 名が町内の漁業者の下、研修を開始しております。

数字だけ見ますと、KPI として掲げる新規漁業就業者が順調に伸びてきているところですが、その内訳に目を向けると、平成 28 年度の新規就業者 6 名はいずれも伊田地区で再開された大敷網漁業への雇用就業となっております。従いまして、高齢化の進展が著しい沿岸漁業におきましては、新規漁業従事者は十分に確保できているとは言えず、現在の産業規模を維持していくことが困難な状況が続いております。

町としましては今後、土佐佐賀のカツオブランドを維持していく上でも、沿岸漁業への受け入れをさらに進めていく必要があると考えております。そのために、大敷網などの雇用就業を含めた多様な就業形態の中から若者が結婚、子育て、希望をかなえることができる漁業、そういった生計を立てられるだけの漁業所得の確立を目指し、支援スキームの構築を図ってまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

振興策の方まで入った答弁をいただいたのですが。

この28年度の6人については、今ありましたように伊田の定置網の雇用による従事者という説明があったのですが。伊田の定置網については平成23年ごろから休止して、今回、民間事業者の参入によって事業を再開したと。これはやっぱり高齢化による衰退する沿岸漁業の振興策として、また、地域経済の活性化のために非常に良かったことだと思います。

ただ、私は心配するのは、若干認識の違いというのは、こういう就業者の人数についてですね。本来、私個人は先ほど農業でもありましたように、新規就農の農業の部分、漁業の就業事業の支援事業、研修事業、それから林業で言えば、林業学校で研修を積んだとか。そういう部分で、一定の研修を積んで専門的分野のことを学び、そして実地を学び、一人前にでもいかなでも独立してその農業や水産業に修了する、そういう姿というのが本来この従事者の人数だと、自分はこう理解しておりました。この6人をどうこう言うのではないけれども、その雇用体系の部分でその人数が入っているわけですが。それならばちょっと方向性を変えてみますと、カツオ船の19トン、それから近海カツオ一本釣り漁船の乗船員。この方なんかはこの対象になるがではないかという考え方もあるわけですね。若干違うかも分かりませんが。やはりこの部分は、できたら課長の方からちょっとまだ今後の課題が相当あるということをございました、やっぱり一個人としてその専門経営をする者としての認識を持っていたら、これが本当の就業の人数に入ってくるようなパターンというのを作っていかねければ、なかなかこの線引きも難しいと思いますけれども。このことをどうこう問うわけではございませんけれども。一定のこの総合戦略を作ったときに、そこまでやってるかどうか分かりませんけれども。私どもは根本的にそういうところを期待しておりますので、その点はひとつよろしくをお願いしたいと思います。

本題に移りますが。特に沿岸漁業の従事者数は、少子高齢化によって急速に減少を、皆さんご存じのようにしています。これは黒潮だけのことでなく、全国的な課題でもあります。漁業者の方にいろいろ聞くと、年々水揚げは減少して、1日の経費にも足らんと。これでは漁師を続けていくことはなかなか難しい。撤退をして、ほかの仕事に転換していくことも考えないかと。そういうことで、割と今私たちの町を見たときに、一番漁業に従事していただきたい40代、50代の方が、汽船の方へ転換をしている状況はこのへんにあるのではないかと思うところです。地元での漁業者が減っていく中で新規の事業者をつくっていくということは、並大抵のことではないということは重々理解をしているところでありますが。

しかしながら、行政としてはこの難問に立ち向かう姿勢を持たなければ、沿岸漁業の維持は困難を極め、衰退するばかりです。安定的な沿岸漁業の振興にどのように取り組むのか。厳しいときこそ積極姿勢を見せてほしいし、期待もしているところですが。新規就業者や沿岸漁業の振興策について、これから先どのような対応策を取っていくのか、全体的なお話で構いませんので、その点ひとつよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

非常に水産部門につきましては非常にどう言いますか、海面における魚のことですから、非常にその生態が分からない状況の中で、いわゆる根本的なその処方箋というのはなかなか見出せない。過去においては、さまざまな魚礁とか投石に費を投ぜ、魚の住処となるものを作ったり、そして、新規就業についても先輩たちが研

修生を導入したりして漁業の振興に図ってきた経過がございます。で、海洋森林課としましては、今年度具体的なアンケート調査を現在実施をしております、先般も9月の初めに早朝来から漁民の皆さま方に聞き取りしながら、特に沿岸漁業を営んでいる方に一対一で面談をし、そしてそのことを今現在、アンケート調査を取っております。そして佐賀地区だけではなく、入野あるいは伊田地区、上川口でもそのことを現在、その調査をしております。それらを踏まえて、総合的にどのような施策が打てるのかどうかを検討してまいりたいと思っております。

漁民の方からは、これまでの困難の中から、非常に厳しい声をいただいております。その活路を見出すためにも、今回提案していただいた高齢者がやさしい漁場づくりということで、漁礁投石事業の検証実験を行いたいという提案をしているところでございます。

今後においては、カツオ一本釣りの振興を図るためにも漁業者の獲得は本当に緊急の課題であるし、それから沿岸漁業の皆さま方が日々暮らせるような、そういうものを仕組みできるかどうか、真剣に現在考えておいて、妙案はございませんが一生懸命取り組みを行っていきたいと思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、課長から一生懸命取り組んでいくというお話をいただきましたので、そのことに期待をしていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、近年の沿岸漁業の厳しさは計り知れないものがありますが。そういう中でですね、8月30日の高知新聞にです、朝刊。これは私も寝耳に水というか、自分の勉強不足と情報不足に痛感したんですが。高知県の栽培漁業センター廃止へ。これ2018年、来年度からもう廃止するということながですね。当時、これ1983年、昭和58年に近代的な種苗センターができて、非常にこう期待もしてきたわけですが。当時は種苗生産、マダイ、クロダイ、ヒラメ、アワビ、エビ、いろいろなものをしておりました。それは現在ではヒラメとエビ類だけということで、民間事業者も参入してやってることもあるんですが。

その中に、県の見解の中に、これは矢野議員の方からもありましたが、その費用対効果。あの新聞の中で読んでみますと、年間の種苗生産の経費に3,900万要る。しかし、放流した魚の水揚は単年度計算で900万円程度ということが載っていたんですが。やはり単純にしたら、そういう計算もあると思うんですが。

ここでもうちょっと一步下がって、今の県内の漁業の就業者数を見てますと、これ国の統計ですけど、1968年、昭和43年には約1万6,000人。それから25年後の1993年には平成5年、これは6,000人。それから2013年の平成25年には約4,000人。4分の1になっているんですね、結果的に。そういうふうには漁業の就業者数が減っている中で、なかなかその全体の水揚を上げるということは、その当時の一番いい時代から比較すると困難な状況にあるわけです。そういうことの中で来年以降、いろいろと県外へ発注したり注文したり、そういうことは県が行いますのでということで問題解消を図っているということですが。その先端として、昨年度、黒潮においては優良種苗のアマダイの放流。これを今年の2月に佐賀沖に6,500匹。それから、4月に入野沖に1万匹放流をしていただいたわけですが。これなんかはそれを先取りしたといえますか、もう黒潮町と山口の栽培漁業センターとは一定のルールの中でそういう予約というか、今後この事業を継続していく上に心強い部分の確立した部分ができたとするんですね。こういうやっぱり先端いうか、先取りするということか、ここにはやっぱり先見的な目があったのではないかと、行政の取り組みについて評価をするわけですが。

また一方で、先の矢野議員の質問にもありましたけれども、活餌の供給の問題。これは黒潮においても3年間、そして県も3年間、これ宿毛湾において集型巻き網にカタクチイワシを採っていただいて、その試験的に

活餌の再訪と中間養殖、そういうものをして、それが確立されたら佐賀の漁協まで運搬して、そのことによって活餌の供給をしていくという実験的な形が確立されたというような、この前の2月の定例会においてそういうお話が県の方からされているわけですね。それら先ほども質問があったように、なかなか県外の鹿児島、そして兵庫県の湯島等から運んでくるときには、時間と労力と経費と余分な部分が掛かります。なかなかそういうふうに、この運搬事業を決定するということは難しいと思うわけですが、こういうように短いとこに県がそういうふうにある程度供給が可能という話があれば、やっぱり黒潮と県とそのへんをタイアップして、1回でも2回でも、そういう方向性を見出したらどうかというように私は思うわけです。やっぱりカツオ船の活餌の供給がなければ、水揚はどんどん落ちてきますので。今ちょうど黒潮牧場の13号なんかにもカツオがついているという話も聞きます。そういうときに考えれば、城辺の深浦漁協では、もう自分とこでもこういう同じような形をやっております。そして中土佐の久礼漁協においては、町と漁協が結んでですね、地元の10トンクラスの漁船については地元へ入ってください。こうこうですよという、そういうお互いの共通認識もできているようです。そういう関係もありまして、若干今、私どもの町のカツオの水揚量は現実的に減少しております。

それを平成28年度で見たときに、佐賀漁協へのカツオの水揚高は311トンで2億1,700万円。そして久礼漁協は、489トンで3億1,000万円ですね。これ私が調べたがですけど。ちょっと間違っていないと思うんですけども。やはり、今まで佐賀漁協の方が県下でも一番の水揚をずうっと長い間続けてきたのですが。去年あたりから、ちょっとこういう状況になっております。勝った負けたでなしに、やはりここで一時的にはそういうこともあっても、やはりその佐賀漁協、黒潮が、やはり元気なカツオの水揚の県下で一番でよというような方向性を切磋琢磨して見出さなければならぬし、またカツオのあらゆる問題については、その中土佐町との連携をして共有の課題として、お互い一つの町で取り組むよりは、二つの町で取り組めば、またいろいろと要求の力もできてきますので、そういう取り組みをしていただきたいし。今、課長からもありましたように、私もなかなか漁業の場合は農業と比較してみますと、農業はある程度生産基盤が確立されて1年間の経営の中で農産物の生産量、生産額がある程度見込まれるわけですので、確実性のある経営を目指すことができると思います。やはり漁業の場合は自然界が相手でありますので、確実性のある経営計画を立てることが困難な状況となっております。そのことは置いて、一つの課題は、今このことをやっていけば一定の生産量や生産額を上げることができるという保障は、先にもう課長も言いましたようになかなかありませんが。これから先、やはり行政や漁協、漁民の方々と、今回アンケート調査もやっていくと。面談してやっていくというような、本当に地道な活動かも分かりませんが、そういうことを積み上げて組織強化を図って、今後の生産性の向上のための漁場の開拓や新規技術の導入など、県や近隣市町村と漁協を巻き込んで取り組むことを期待致しまして、この漁業についての質問は終わります。

続きまして、2の株式会社黒潮町缶詰製作所の決算報告について質問を致します。

6月議会定例会前に町長から議会に対して、地方自治法243条の3第2項に基づき、当社の経営状況の決算書が提出され説明を受けたところであります。昨年の9月議会定例会においても、第3期の経営状況についても質問をさせていただきましたが、あれから1年が経過を致しましたので、事業報告や決算書、報告書を参考にして再度質問を致します。

平成28年度の年間販売目標は7,170万円であったと記憶をしているところです。この結果が平成27年度の売上高、これ第3期ですが、3,738万6,000円であったものが、平成28年度第4期の売上高は6,839万4,000円で、3,100万8,000円の増となっております。これは積極的な外商戦略に取り組み、防災関連産業に携わる企業としての実績を着々と積んできたものでありますし、そして黒潮町と当社の社員、スタッフの皆さんの営業努力や商品開発の表れだと評価をするものであります。このことから、平成27年度の決算報告では当期純損失

額が1,505万5,544円から、平成28年度4期では、当期純利益金額68万5,250円となりました。この数字で、丸3年が経過して一定の安定の経営した状況に入ることができたのではないかと、私は確信をしているところではありますが。

町は今回の決算の数値をどのように受け止めているか、このことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは中島議員の、第3セクターの決算についてのご質問に答弁させていただきます。

平成28年4月1日から平成29年3月31までを期間とします第4期決算につきましては、先般報告をさせていただいたところです。個別の数字につきましては、再質問で掘り下げていただければと思いますけれども、決算全体、第3期までは当期純損失の計上とということになっておりましたけれども、第4期におきましては純利益の計上ということに決算上はなっております。

大きな要因はご指摘もございましたが、売上高の向上でございますが。決算全体を評価するとなりますと、営業外収益を含んでの当期純利益の計上ということでございまして、まだ安定経営というのは時期尚早でありまして、私たちが目標とします損益分岐にはまだ1千万円強の努力が必要でございます。

これらを踏まえ、今後も引き続き食品メーカーとしての安全性をしっかりと確保した上で、販路および販売数拡大に向け努力をしてみたいと思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

町長、当社の社長から今報告があったわけですが。売上高の状況の伸びということで、まだ安定的な状況には入っていないと。まだ1千万以上の売り上げを目指さないかんというお話がありましたが。平成29年度第5期におきましても、こういう形でいい数字が出てくることを期待しておきたいと思います。

一つお聞きしたいのは、当社は防災対策を兼ねた地場製品の活用と町の雇用対策に担って設立された会社ではありますが、先ほども申しましたとおり、平成27年度の売上高が3,738万6,000円から平成28年度売上高は6,839万4,000円で、3,100万8,000円の増加となっているわけですが。商品の製造に携わっているパート、雇用の部分の方々には平成27年、28年度も大体13人の雇用体制で行われておりまして、必要とされる人件費は約1,000万程度で、数字的にはあまり変化はありません。

一般的な考え方ではありますが、製造や販売が伸びれば商品の製造に掛かる経費も必然的に伸びるものと思われれますが、このあたりの分析についてひとつお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきましたように、雇用の場の確保としての性格が非常に強い産業モデルになっておりまして、28年度決算では、まだ当町の職員の派遣がございまして、こちらは役員報酬で処理をしております。一般管理費の方に含まれるんですけれども。給与、それから法定福利含めまして465万の計上だったと思います。それから社員およびパートさん、こちらは製造原価の労務費の方に組み込まれておりまして、こちらの労務費、つまり賃金給料、それから雑給ならびに法定福利、これらを全部含めまして2,126万円だったと思います。合わせまして約2,600万、こちらが雇用面からの地域への経済還元、こういったことになっておりまして。売上全

体、それに比した支出のポートフォリオからしますと、ある一定の給与環境はできているのかなと、会社全体としては。そのように考えています。

それから、ご指摘がありましたように製造原価の中での製造現場のスタッフの皆さんの製造量に比した人件費の増と、こういったことですが。どちらかと申しますと、これまでずっと訓練をしてきまして、個々の製造能力が高まったというのがまず一つでございます。

それから2番目の要因は、28年度決算をベースと致しますと、27年度では製造能力が比して低かったということもありますけれども、雇用の確保ということが大前提でございますので、お仕事がないので休んでくださいというような機械的な判断をしないようにしています。つまり、商品開発の方に向けられた労力配分でありますとそういったことがございますので、決算対比をしますと27、28でパートさんへのお給料の支払い、つまり雑給法定福利。これの総額だけを比較しますと、そのような数字だけの比較をしますとそういうことになるんですけども、内訳については今説明をさせていただいたとおりです。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

どうも、分かりました。単純な考え方でちょっと私の勉強不足もありますが、なかなかこういうところが見えにくいところもありまして、質問をさせていただきました。

それでは最後の防災対策について質問を致します。

町内の山間地域での集落においては、人口減少と高齢化が待ったなしで進んでいます。この住環境を見たときに、住宅の周辺は急峻（きゅうしゅん）で雑木林に覆われて、非常に危険な状況になっている地域が多く見受けられます。急傾斜地崩壊危険区域の指定をされている所は、裏山に防災工事や擁壁が整備をされていますので、一定の空間が保たれていますが、それ以外の区域では全く、裏山の防災工事、擁壁などの整備はできていませんので、土砂災害の心配はもとより、家屋周辺には大木がふさがっていることから、台風時における強風などでの倒木の被害が想定もされます。

この質問は、町内を巡回していたときに高齢者の方から相談のあった件であります。裏山の持ち主は第三者の方であって、昭和の50年ごろまでは山林の価値感もあって伐採をしていただき、一定の維持管理ができていましたが、年代とともに山林所有者の方も親から子の時代へ移り、山林の管理も依頼できず、また、個人で伐採するには森林組合や専門の技術者の方に依頼することとなって多額の経費が生じることから、個人ではなかなか手が付けられない状況にあります。

このように、高齢者の方々では対応し難い幾つかの課題もありますので、町として何らかの対策を考慮していくべきではないかとも思うところです。町内の危険区域の実態調査などを行い、対応策を取る時期に来ているのではないかと、自分は思っております。

このことについて、町のお考えをお聞き致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

中島議員の一般質問 5、防災対策について。防災対策の一環として危険区域の実態調査を行い、伐採作業等の経費負担について助成制度を設けることはできないかのご質問にお答え致したいと思います。

議員ご質問のとおり、町内には住家周辺に管理が行き届かず、台風等により倒木する可能性のある雑木があると思います。これらの個所を調査し、実態把握ということになれば、伐採に関して自身での対応が困難な世

帯であるか、どのような状態が危険なのか等、個人の判断によらない基準を作成することも必要かと考えます。危険な状態にあるかどうかは専門的な知識による判断も求められ、区域調査についても相当な時間と費用、労力を要すると考えられます。

これらの雑木等は個人の所有、個人所有の土地にある個人の財産で、雑木等の所有者の方の適正な管理や個人での伐採等による対応が基本であるというふうに考えております。その伐採に助成等の公費負担ということは、基本的には困難ではないかというふうに考えております。

議員おっしゃられるように、安心、安全を求める防災対策の一環であるとは思いますが、防災の基本である自助、公助、共助の自助、共助の部分で対応していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

なかなか厳しい答えであります。僕も回答ではなかなかそういう回答しかできないとは思いますが。危険な状態の判断するに、専門に頼んでやらないかとか。それから今ありましたように、個人の財産へ向いて財政投入をすることは問題であるとか。そういところをある程度分かった上で、今回質問をさせていただいたんですが。

一つの例ですが、その個人財産のうんぬんという話がありましたけれども。黒潮では、倒壊や火災による周囲の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽住宅の除去ということで、地域の住環境の改善を促進するために自己工事の経費に対して10分の8の割合で100万円の補助を組んでおりますわね。これは黒潮老朽住宅除去事業補助金交付要綱の中にそういうことがるんですが、これは大変良い制度だと思うんですね。これは、住宅は当然個人の物ですから、本人が壊したときにその補助を出すと。ある部分考えたら、状況は違うかも分かりませんが、やはりこの個人財産で線を引かれたら、私はもう何もできんと思うがです。これは個人財産であってもそこに財政を投入するわけですので、こういうある部分柔らかいとか緩和策というか、そういうものの考え方というものも基本的に持ってもらわないと。できるできんは別としてですよ。なかなかこういう課題は進みにくいと思うんですね。今言われたことは十分私も理解をしているわけですが。今回の質問については、今回、裏の山が第三者ということで話をしましたけど、地域によっては自分の家のところじゃないけど、地域の方がその裏山を持ちょうと。それは高齢者の方ですけども。これも相談があったんですが、その山を、ある程度年数がきたときに専門に頼んで伐採をすると15万から20万程度要ると。それはその下で住んでいる地域の人に迷惑を掛けるから、どうしても私が伐採をせないかんと。今までやってきたことはやってあげたいからと。けど、なかなかこの経費が要るきね、というお話もいただいているんですね。やはりこういうことは結構すぐ対応するということは難しいかも知れませんが、やはり年代とともにこういうことは、取り組む取り組まないは別として、行政の一つの課題として挙がってくると思いますので、これから先。その点を考慮した形で取り組んでいただきたいと思います。

それから、ちょっとまた方向性を変えた質問になりますが。町の方では2011年の東日本大震災を境に、私たちの町でも津波避難タワーや避難道路整備が急ピッチで取り組まれ、町内では一定の整備がされてきたところでもあります。この避難道路については先ほども申したとおり、各地区の急傾斜地崩壊区域内では要するに防災工事、擁壁の裏側、裏側セットバックして1メートルですか、利用して避難道路が設定されている地域が町内でも相当数あるわけですが。この維持管理は、今、自主防災組織で管理をし、こないだの9月3日の防災訓練前には、周辺の草刈りとかそういうことも実施をしております。しかし、これもやっぱり時代をオイト

いけば、その上部、上にある雑木は年々こう大きくなっていくわけですね。そうしたときに、この急傾斜地域の裏では、その今伐採した木を、避難道路がなければそこで全部積み上げて周辺に置いて腐らすことができ、そういう方法を取っていたんですが、今回はなかなか避難道路でありますのでそういうことは障害になりますので、全部取り除かなければなりません。それはやっぱり、その避難道路の急傾斜へ行く階段から全部搬出して、その住宅まで搬出して、それをトラックから軽トラでも何でも積んで、運んで処理をするという方法を考えなければならぬ時期がそんなに遠くないうちにやはり来ると思うんですね。

これは事前的な質問でございますけれども、そうなれば自主防災組織の管理としてはなかなかそこまではできにくいのではないかと。そのあたりの管理と申しますか、これに対する今後の対応と申しますか。そのへんについて、町の考え方をひとつお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われました避難路の管理についてでございますけれども、今後、管理台帳の整備とともに各自主防災組織とその管理、維持管理について協議が必要だというふうに考えております。その中で、実際造った構造物ですね、そういったものの補修等、町が実施すべきもの、また、掃除、日常の管理といった、各地へのお願いが必要となってくるものがあります。そういった内容を、今後整理していきたいというふうに考えております。

また、災害時に危険な支障木の伐採についてでございますけれども、個人所有の土地であれば所有の管理は、個人というのは先ほど申したことと同様でございますけれども、避難路という位置付けがありますので、状況によっては自主防災組織と協議をしながら、この分に関しては共助、公助の観点から、その対応について検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今回の質問はなかなか個人的な財産部分へ突っ込んだ、入った質問でありましたので、いい方向性が見えんところもあるわけですが。

やはり今、こう行政の在り方というのも最初にご質問したとおり、新規の就農者においても漁業者においても、林業においても、やはり今個人へ給付するという形がどんどんどんどん増えてきていると思うんですね。目的意識を持った。やはりそういう、個人の財産だからそれはできんという、先ほども言いましたように。あまり強い線引きをせんように、防災対策への一環としていう、そういう意味を含んで今後そういう問題に取り組んでいただければよいかと思いますので、その点をお願い申し上げまして、私の3問についての質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 25分